

北海道議會時報

第二卷第六號

昭和二十五年六月

目次

◎第二回定例道議會	一
△提出案件	
△議事の経過	
△各派交渉會	
△昭和二十五年道費追加更生豫算知事説明	
◎特別委員會	四
△外地同胞引揚對策特別委員會	
◎常任委員會	五
△總務	
△經濟	
△林務	
△開拓及び農地	
◎諸會合	五
△北海道綜合開發審議會	
△第七回一道北部七縣議會協議會	
◎雜錄	八
△齒舞諸島及び千島列島返還問題について	
△渡米議員團の國會に對する實現希望事項	
△アメリカにおける懲罰制度及び慣行等について	
△アメリカ議會制度の運営について	
△來往	
△議員の動靜	
◎資料	一九
△地方自治法の一部を改正する法律等について	
△地方財政委員會の設置について	
△中央出先機關の名稱變更について	
△矯正保護の狀況について	
△昭和二十五年豫算現計調	
◎附錄	三
△諸願	
△陳情	

第二回定例道議會

第二回定例道議會は、五月十九日開會せられた、今回はさきの道議會において減額修正を見た道職員の旅費及び需用費について、各款項の補正及び事業繰越による追加豫算その他の審議を行い、二十日閉會した。なお今回提出せられた案件並びにその経過はつぎの通りである。

▲知事から提出された議案

- 議案第一號 昭和二十五年北海道費歳出更生豫算
- 議案第二號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加更生豫算
- 議案第三號 昭和二十五年北海道病院費歳入歳出追加豫算
- 議案第四號 工事請負契約の締結に關する件
- 議案第五號 北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例設定の件
- 議案第六號 札幌郡白石村を廢しその區域を札幌市に編入するの件
- 報告第一號 札幌都市計畫東札幌土地區劃整理事業繰越報告の件

▲議事の経過

○五月十九日午後二時五十分開議、時間を延長し、會議録署名議員の指名及び諸般の報告をなしたのち、去る五月十三日靜岡縣熱海市の火災發生に際し見舞電報を發送した旨報告、天皇陛下には終戦後御巡幸遊ばされなはいのは只本道のみであり、先の行幸から十四年を経ておるので、再度の決議をもつて御巡幸を懇請することを諸り別紙決議文を可決、調査繼續中の外地同胞引揚對策特別委員會を本會期においても存置することに決定、田中知事より提出議案の説明があつて、議案第四號を議題に供し本案を委員會の審査を省略して原案の通り同意可決、ついで議案第五號を議題に供し本案を委員會の審査を省略して原案の通り可決して午後三時十分散會

○五月二十日午後一時二十分開議、諸般の報告のち、議案第一號乃至第

三號を一括議題に供し質疑にはいり西田議員（自由）より、

- 一、第七國會において地方税法案が廢案となつたが、これに對する知事の所見、又道財政上稅收入につき課稅遅延し、年度後半においてこれが集中することになり徵稅上困難を來すと思うがこれに對する對策について
 - 二、又右と同様市、町、村においても稅收入の根據がなくなり困難を來すが道としてこれに對する對策について
 - 三、地方税法案の公布を見透して稅務機構の擴充を圖つたが廢案となつた今日これに對する考へについて
 - 四、平衡交付金及び起債の中央との交渉経過及び見透しについて
 - 五、昭和二十五年の繰越金中事業繰越を除く純繰越の見込について
 - 六、道營電源開發については自由黨としても全面的に反對するものではないが道民の負擔の點から考慮しているのであるししながら今回電力開發費を削減し電力開發調査費を計上したのは道議會の意向により再考したものと思われるが如何
 - 七、知事は議會の少數意見についても考慮する用意ありや
 - 八、千島の返還問題についてその経過と見透し如何
 - 九、道議會及び徵罰委員會の運営について適當の機會を見て議長に質疑したい
- との質疑があり、知事より
- 一、地方税法については速なる成立を希望している、なお平衡交付金の早急交付、預金部資金の貸出等により財政經理については政府においても考慮しているのでこれによつて措置したい。
 - 三、稅務機構の擴充については近く地方税法案が通過するものとして當初の通り實施する。
 - 五、平衡交付金についてはその算定は今後に残されたものであるが本道の財政面について特殊事情の認識を求め最善をつくしたい、起債についても目下接渉中であつて明らかでない。

六、繰越金については出納閉鎖前なるため見透し困難である。

七、道営電源開発については旅費、需用費の補正に伴つて措置した。

八、少數意見であつても道民の経済的、社會的福祉に適合するものは考慮して行きたい。

九、千島問題については各派交渉會で概略を説明したが、全國知事會議で決議されたので全國知事を代表し對日理事會シーボルト議長にも面會懇請した見透しとしては講和會議と機を一にするものと思われ希望を持つて返還懇請に努力したいとの答辯があり、更らに西田議員より

一、地方税法案廢案による市町村財政に對する對策如何。

二、今後立法案が通過したとしても年度後半に徴税が集中し徴收困難と思われるがその對策ありや。

三、中央との平衡交付金の具體的な経過及びその見透について。

四、道營電源開發については道の綜合開發と併せて更らに慎重を期すべきである答辯は的外れである。

五、千島返還について政府は如何なる方針を示したか。

について再質疑し、知事より

一、市町村財政に關しては預金部資金等の活用等國の施策に俟つより外にない。

二、徴收上の困難はあるが道民の協力と徴税に最善の努力をつくし遺憾なきを期したい。

三、道營電源開發についてはその調査について議會の意を體し充分慎重を期したい。

四、千島の返還については政府より別段の指示わない見透わよくないが輿論を反映せしめ善處したい。

との答辯があり、野口副知事より

一、平衡交付金については地方税法が決定してないので明かでないが本道の特殊事情を認識せしめるよう努力している、なお資料その他については後刻提出する。

との答辯があつて、質疑を終了、議案第一號乃至第三號は委員會の審査を省略して何れも原案の通り可決、つぎに議案第六號を議題に供し本案も委員會の審査を省略して原案の通り可決、日程に請願第一四五號及び陳情第八五號を追加一括議題に供し、經濟委員會報告の通り採擇のことに決定外地同胞引揚對策特別委員會を閉會中も存置することを決定、以上で案件の全部を議了したので午後二時十分閉會した。

北海道御巡幸懇請決議文

天皇陛下には戰後國民生活の實相を御視察のため既に普く都府縣の御巡幸を終えられたのであるが、本道には昭和十一年以來御巡幸のことなく、その間本道の擔う國家的使命は愈々重要性を加へ特に第七國會においては北海道開發法が成立公布せられる等今やその開發が國策として取上げられ道民も亦祖國再建の熱意を以てこれを完遂しようとしている。

このときに當つて本道産業、經濟、社會、文化等道民生活の實相について親しく御視察を賜りたいとの要望は熾烈なるものがある依つてこゝに本議會の決議を以て本道の御巡幸を懇請する。

右天皇陛下に言上を乞ふ

北海道議會議長 坂東秀太郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿

宮内廳長官 田島道治殿 (各通)

右決議する

北海道議會

▲各派交渉會

本年第二回各派交渉會において報告又は協議された事項は次の通りである。

○五月十九日

一、坂東議長から矯正作業の運営及び利用に關する法律案反對決議に對する政府陳情の経過と全國議長會における商舞諸島及び千島列島返還

懇請決議陳情の経過について報告した。

一、山口局長から全国議長会における地方債許可枠拡大の決議と地方出先機関廃止に併う職員の受入範囲について報告した。

一、今夏本道において開催の全国議長会の時期について八月十日前後を目途として具體的には議長に一任する。

一、議会運営委員会の設置について協議されたが前回決定の如く従来の交渉会で進めることの意見が多かつた。

一、本会議前御巡幸懇請に關する打合のため全員協議会を開催するに決した。

一、田中知事から全国知事會議における商舞千島の返還懇請についての決議及び陳情経過につき報告し且つ北大法文學部資金募集に關し協力方要請があつた。

一、外地同胞引揚對策特別委員の本會期中繼續存置を決定。

○五月二十日

一、今期議會は本日をもって閉會するに決定。

一、外地同胞引揚對策特別委員會は閉會中調査繼續に決した。

▲昭和二十五年道費追加更正豫算知事説明

茲に提出いたしました昭和二十五年道費歳出更正豫算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

先ず歳出更正豫算案についてありますが、曩の道議會におきまして減額修正をみました道職員費の旅費及び震用費合計一億三千五百十五萬圓につきまして今回これを削減の趣旨に則り純道費負擔に屬する各款項の經費について調整いたしました次第でありまして實質的に當初提出の原案に比し旅費の節減率は一割六分四厘で六千二百七十萬九千圓をまた、消耗品費及び食糧費、印刷製本費、備品費、原材料費の削減率は一割五分二厘で七千二百四十四萬九百圓となるのであります。なおこれに併せまして道營製藥工場費及び電力開發費につきまでもそれ〴〵御議決の費目に更正し、そ

の使途に充當するの措置を講じましたので、よろしく御諒承を乞う次第であります。

次は追加更正豫算案についてありますが、今回は前年度繰越事業費並びにその後生じた緊急差置き難い經費についてのみ措置いたしました次第でありまして豫算の總額は

普通會計 八千九百四十二萬圓
特別會計 二十五萬圓

となるのであります。

次に歳出の主な部面を占める前年度繰越事業費の關係から申上げます。即ち事業繰越によるものといたしまして

職員寮並びに職員公宅の建築費 百四十六萬圓

東京事務所車庫建築費 百四十五萬圓

釧路學藝大學の寄宿舎建築並びに設備費 二百八萬圓

岩見澤外八高等學校の校舎建築費 二千九百三十五萬圓

小樽水産高等學校實習船建造費 三百萬圓

札幌盲學校寮舎建築費 二百四十九萬圓

第二教員保養所施設費 百二十萬圓

理容師養成施設補助費 百二十七萬圓

北見結核療養所建築費 一千五十七萬圓

登別労働者保養所買収費 百五十萬圓

夕張労働會館補助費 三百萬圓

戦災復興費 百四萬圓

家畜衛生指導所建築費 二百七十八萬圓

その他 六十二萬圓

合計六千八百八十六萬圓を追加計上いたしましたしそれぞれの事業實施に遺憾のないようにいたしたのであります。

以上の外當面急を要する事業費といたしまして
札幌市所在の母子寮買収費 三百六十四萬圓

昨年四月道立に移管いたしました函館工業及び函館商業高等學校の設備費については今回寄付申出でございましたのでこれを財源として

二百七十八萬圓

國から無償交付を受けました保護物資の取扱費

百三十萬圓

の外

償還金を引当とする更生資金貸付事業費

一千五百萬圓

及び

特定寄附を財源とする衛生研究所の燐房工事の経費

二百七十四萬圓等

をそれぞれ計上いたした次第であります。

以上申述べました歳出需要に對する財源といたしましては

前年度繰越金

六千四百二十一萬圓

國庫支出金

三百二十八萬圓

雜收入

一千五百七十九萬圓

寄附金

六百十二萬圓

を見込みまして收支の均衡を圖つた次第であります。

次に札幌郡白石村を廢し、その區域を札幌市に編入する件についてありますが、御承知のとおり、札幌市の最近の發展の状況は市の東部即ち白石村地域に次第に伸張し、爲に白石市街は札幌市街と全く連簾し、殆んど

市の延長の觀を呈しており、従つて、この地域に居住する者の生活の基盤は總べてが札幌市に在るものでありまして、日常の生活においても何處市民と變るところがない實情にあり、昨年十月頃よりこの地域の札幌市編入の問題が起きたのであります。ところがこの地域を分離することにより残存する地域をもつてする一村經營可否の點が問題となりその後、この點につき村民間で數ヶ月に亘つて眞剣なる檢討が加えられました結果、この際一步を進め全村を市へ編入することにより白石村地域住民の經濟的、文化的、福利増進を期することに決定せられたのであります。

なお札幌市におきましても白石村を編入することにより豫ねてよりの都市計畫上の障壁も除去されることとなり、自然的な勢としてこの編入地域の工業地帯化が約束されるところでありまして愈々本道行政上の中樞として將亦北方文化の中心都市、大札幌市としての今後の發展を大いに期待されるところであります。本件につきましては兩市村の議會もそれぞれ満場一致をもつてその編入を可決致しておる次第でありましてこれを適當と認めこゝに提案致した次第であります。

なお實施の期日につきましては七月一日と致したいと存じます。この點お含みの上よろしくお願い致します。

以上概要を申述べましたが、なお詳細につきましては御質問に應じ私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

特別委員會

▲外地同胞引揚對策特別

委員會

○五月十九日午前十時四十五分第一委員室で開

議、中牧委員より四月三十日衆議院第一議員會館において開催せられた海外抑留同胞救出國民運動協議會の状況について六月中旬に中央で大會を開く豫定であるので道においても五月中旬に

結成せられたいとの要望があつた旨を報告、又この經費については總本部が政府から豫算をとつて地方本部にも交付する意思がある旨を報告

このことについて質疑應答があつて、協議の結果、本委員會が設立世話人となつて關係諸團體の參集を求め道本部の結成及び經費等について協議することに決定して午後零時十分散會。

常任委員会

▲総務委員会

○五月十八日午後零時三十分第一議員室で開議
第二回定例道議會に提案陳定の議案その他について庶務課長より説明があり、これに對する質疑應答の、ち、札幌郡白石村を廢しその區域を札幌市に編入することについて實地調査を行うため當日白石村に委員を派遣することに決して午後一時二十五分散會。

▲經濟委員会

○五月十九日午前十時三十分第二委員室で開議
競馬課長より北海道地方競馬實施條例の一部を改正する條例案について説明、これに對する質疑應答があつて、本案を了承、畜産課長より道有牝牛の貸付計畫について説明、農業協同組合課村上事務官より農耕資材の購入資金の農業手形による融資狀況について説明があつて休憩、午後三時二十分再開、農務課長より植物防疫法實施までの移出用馬鈴薯檢疫事業の暫定措置としてこれが所要經費を豫算化し、その方法は道が半額を立替支出し残り半分を受益者負擔として實施したい旨の要望があり委員會としてこれを了承、ついで炭酸石灰増産施設計畫について資金の見透のついた大野村東和興業會社及び旭

川市山崎石灰會社の二社に對し鑿械貸與の方法で設備資金を援助し、残りの農材工業、拓北、北辰等の會社についても資金の見透しがつけば順次考へて行きたい旨の報告があつて、委員會としてこのことを了承、請願及び陳情の審査にはいり、陳情第八〇號道立新得種畜場設置促進の件外一件保留、陳情第八五號道有牝牛貸付に關する件採擇、請願第一四五號農業改良普及事業確立の件採擇にそれぞれ決定、ついで畜産部復舊に關し、瀧川種羊場、新得畜産部及訓子府馬育成所の現地調査を六月六日より五日間の豫定で實施することとし、派遣委員を決定して午後四時四十分散會。

▲林務委員会

○五月二十二日午前十一時二十五分第一委員室で開議、林務部長より森林法改正についての政府の方針大要について説明、美深林務署長及び美深町議會土木委員長より、美深町仁宇布軌道災害の復舊工事の實現方について陳情があり、このことについて道有林課長より、現地の狀況及び復舊についての中央折衝經過について説明、ついで富良野町より請願のあつた開拓地より除外する部分を保安林に編入することの現地調査を六月九日より實施することに決定、派遣委員を決定して午後一時三十分散會。

▲開拓及び農地委員会

○五月六日午前十時三十分道議會記者室にて開議、殖民軌道敷設の件（國有鐵道古樺驛より上祇草原奥地に至る二十六軒）について吉野議員及び小清水村長から夫々陳情を聴取、これに對する質疑應答の、ち、現地調査を決定、ついで總務課長より道内開拓地視察の件につき開拓地及び軌道敷設の狀況についての説明を聴取し、質疑の、ち、視察（調査）開拓地及び派遣委員を決定して午後零時四十八分散會。

會 合

▲北海道綜合開發審議會

第七國會で可決された北海道開發法は、五月一日公布され六月一日から施行されることとなり、同法で定められた北海道開發廳に設けられる北海道開發審議會も六月一日から開發廳とともに發足することとなつたが、本法公布の日から施行の總理府設置法附則第五項及び第六項の改正規定により従来の北海道綜合開發審議會は總理府の附屬機關として六月一日迄を有効期限として五月十三日政令第百三十五號北海道綜合開發審議會令によつて、その所掌事務、組織等について法的根據が與えられた、依つてこの政令に基く北海道綜合開發審議會が五月十三日午後四時三十分より總理大臣官邸において開かれ永田、林、上原、齋藤、中島、北村、田中（知

事）坂東（議長）の各委員及び岡崎官房長官、同來、永井兩代議士（オヴザーバーとして）並びに岡田事務局長以下事務局員出席の下に、先ず岡田事務局長より北海道開發法成立の經過等について報告があつて、本審議會設置以來検討し來つた総合的經濟基本方針の確立、財政並びに金融の特別措置に關する答申案を議題として協議に入り、一部修正の上別記の通りこれを可決し、總理大臣に答申することゝなつた。

斯くて昨二十四年四月設置以來行政機構に關しては北海道開發法の制定を答申して、これが成立に努力し、今亦本道開發の基本方針等に關して答申した本審議會は六月一日を以つて廢止され、北海道開發法に基く北海道開發審議會にその任務を引繼ぐことになつた。

北海道綜合開發に關する答申

昭和二十五年五月十三日

北海道開發審議會

内閣總理大臣 吉田 茂殿

北海道綜合開發に關する答申

本審議會は北海道綜合開發に關し既に昭和二十四年十月十二日に行政機構の改革に關する答申を致しました。

政府は之れに基いて今度北海道開發法を制定し公布を見たのであるが、更に総合的經濟基本方針の確立及び財政並に金融の特別措置に對しての基本的構想に就いて答申致します。

一、行政機構の改革

行政機構の改革に付いては既に昭和二十四年十月十二日付を以て答申を行い、政府は之に基いて昭和二十五年五月一日北海道開發法を制定公布し、本年六月一日より北海道開發廳の設置を見ることになつたのである。

二、総合的經濟基本方針の確立

(一) 目標

北海道の開發八十年、その成績見るべきものが多々ある。

しかし未だ原始産業の域を脱しない現状にあり、日本經濟復興の要望される今日北海道の未開發資源の活用こそ極めて重大である。

即ち地下資源特に石炭の如きはその埋藏量八十億トンであつて全國の五割を占め、林産蓄積は二十億石で全國の三割、水産生産高平は年平均二億貫で全國の四割、又開拓適地においては七十八萬町歩で全國の五割を占めている。この開發を適切な綜合開發計畫の下に強力に實施し、以て道民の生活文化を確立し並に各種産業發達の基盤を強化しなければならぬ。斯くして充分なる資本の導入は可能となり、従つて各種産業の急速なる振興が期待され、その結果は現在の人口四百萬人を數倍に増加することが可能である。

(二) 現状

次に北海道開發に對する從來の開拓方針並に産業の現状について大觀するに今日の段階にお

いては再考究すべき點渺しとしない。

前者についてこれを見るに

一、開拓中途において國の重點が外地に移行し、北海道が輕視されたこと。

一、國費支出方法が多岐にわたり重點に欠くる嫌があつたこと。

一、基本的施設及び調査の點において充分でなかつたこと等が主な點である。

又後者については農、水、林産の如き原始産業一部に高度化、集約化を見るも、その大部分は粗放的經營の域を脱せず、更に工業の如きについても僅かに製鐵、製鋼、バルブ、製紙、肥料工業を除いては極めて低調で全國の生産高の四分に過ぎぬ。

(三) 開發方針

今後の開發に當つては以上の事情に堪がみ左の如き基本方針をもつて計畫を進めることを可とする。

一、北海道は我國唯一の未開發資源地であるから、其の開發は北海道單獨計畫に陥ることなく日本再建の一環として計畫すること
一、日本の過剰人口の收容に對し、北海道としては今後は農業移民のみによるよりも、更に工業の振興による吸收の度合が強いから、從來の原料生産地的性格に陥ることなく、更に工業的高次生産地化をも強力に目標とすること。

一、開發計畫は各種開發事業相互の關連性と

作用性とを考察し、更にその緩急輕重の度を考慮した総合的合理的なものとする事。

右の方針により具體的施策を行うには種々問題はあるが、特に左の事項は緊急且つ重要である。

- (1) 電源の開発
 - (2) 交通運輸及通信施設の整備擴充
 - (3) 治水利水の促進
 - (4) 漁田開發及び漁港の整備擴充
 - (5) 開拓及び土地改良の推進
 - (6) 地下資源の調査
 - (7) 工業の振興
 - (8) 植林及び奥地林の開發
 - (9) 住宅の改善及び新設
 - (10) 各種試験研究機關の整備擴充等
- 以上のうち特に左記の基本的事項は緊急施策であつて、これに對しては強力に遂行する必要があるものと認める。

一、開發の重要な基礎施設中特に先行せらるべき道路、河川、港灣等の整備擴充

一、産業開發の原動力となる電源の開発

一、石炭を中心とする工業の振興

一、地下資源の調査

なお綜合開發は治山、治水、灌漑用水の解決を兼ね合せた水力の開發、これに關連して泥炭地の根本的解決等を一貫せる組織的計畫の下に緊急に行ふことは最も適切である。

三、財政並に金融の特別措置

北海道の開発に付いては極めて多額の經費を必要とするものであつて、その財政措置に對しても大いに研究され、對策が立てられねばならぬ、特に關發事業の基本施設に對しては國費に依存するところが極めて多いので、此の點に重點が置かれなければならぬ。

又事業實行のためには國費の外に民間資本も絶對的に必要なことであつて、此の民間資本の積極的な投資意欲が持てるようにすべきであり且つ之に對しても特別な金融措置を考究する必要がある。

從來北海道の開発事業に對して唯一の特殊金融機關であつた拓銀が一時その機能が停止されていたのであるが、偶々我國の長期設備資金の問題を解決するに當り勸銀、興銀と共に、拓銀が再び長期資金を供給する機能を持つに至つたことは恠に嬉ぶべきことである。

然し乍ら拓銀今回の機能回復は今後の開發進展とにらみ合せると未だ充分なりとは云われないう、更に其の機能を擴充するような措置を講ずることが必要である。

附

昭和二十四年十月十二日付を以て北海道綜合開發審議會は北海道の綜合開發を行うたために行政機構の改革について答申を行つたのであるが之れに基いて政府は今議會において、北海道開發法を制定し公布されたことは恠に感謝に堪えない。

然るところ開發廳の運営は極めて重大なものであるから、その設置後更にこれが充實を期することは最も望ましいところである。就いては政府は急速にこの整備に力を致されんことを望む。

尙北海道開發廳の運行に當つては、北海道開發廳、關係各省並に北海道は各々密接なる連繫保持に特段の配慮を望む。

▲第七回一道北部七縣議會協議會

○五月十九日盛岡市岩手縣議會議事堂において第七回一道北部七縣議會協議會が開催された、午前九時開會、先ず村上岩手縣議會議長、阿部副知事の挨拶があつて、本協議會の議長に地元村上議長を推薦、前回協議會の経過について坂東北海道議會議長より報告があつて議事にはいり、各縣提出左記議案について、それぞれ慎重審議を重ねてこれを可決し、次回は青森縣において開催のことに決定した閉會した。

記

一、改正地方税法の速かなる成立と地方財政經理資金の確保について、北海道

二、積雪寒冷地帯における未開發地域に對する鐵道新設の特別措置方について

青森縣

三、農地改革に伴う事務處理費國庫補助増額並びに適正配分について 新潟縣

雜

- 四、土地改良事業に對する國庫助成並びに融資制度の確立について 新潟縣
- 五、日本醫療團清算剩餘金を都道府縣營移管病院整備費に配分交付並びに國庫補助要請について 同
- 六、國民健康保險の運営について 同

- 七、中小企業者に對する金融措置並びに國庫補助の増額について 同
- 八、木炭對策金融措置の件 福島縣
- 九、電氣事業再編成の追加修正案に反對を政府に要望するの件 同

- 一〇、災害土木復舊事業費國庫負擔の増額について 宮城縣
- 一一、醫師たる技術者の俸給令特令設置について 同
- 一二、水産金融應急對策について 同
- 一三、農林省東北地域農業試驗場擴充について 岩手縣
- 一四、水産金融對策樹立方について 同
- 一五、引揚者收容施設に充當するため國有財産を關係地方公共團體に無償譲與方について 同
- 一六、國有林野の解放について 同

◆齒舞諸島及び千島列島返還問題について

齒舞諸島及び千島列島返還懇請については、これらの諸島から強制歸還せしめられた一萬數千名の入々は勿論道民は済しくやむにやまれぬ熱情を文獻や歴史による正しい根據に基いて、或は陳情に或は懇請にその主張を續けて來たのであつて、道議會は前後二回に亘り又全國議長會及び全國知事會議においても夫々これが返還懇請を決議して今や全國的な世論となつて本運動が展開されつゝある折柄、第七國會衆議院外務委員會においても浦口（鐵男）委員によつて政府委員との間に、その歸屬問題の質疑應答が重ねられたのである、もとより領土の問題は非常に機微な關係があつて一朝一夕に決定せらるべきものではなく、政府もまたその立場にはないが、正しい根據に基くたゆまざる努力がその歸屬と共に日本の將來に大きな影響を及ぼすものと見られ、關係者の済しく關心をもつところであるので、その内容を衆議院外務委員會における速記録によつて次の通り掲載することにした。

註 速記録中（ ）は事務局において註を加えた。

○浦口委員……簡単に明瞭に御質問いたしたいと思ひます。

千島諸島の歸屬問題について二、三御質問申し上げたいと思ひます。もちろん島嶼の歸屬につきましては、講和條約に際しまして、連合軍が決定するところではございますが、しかし一應われ／＼國民といたしましては、その島の法的にあるべき姿をはつきりとつかんでおくことが、たいへん必要だと考へるわけでありまして、實は去る二月一日の外務委員會におきまして、島津政務局長は、ヤルタ協定の「千島」という呼稱については不明確で確定する方法がない、こういう發言をされておりますが、しかしそのあとで、しかし南千島と北千島の違ひは實在する、こういうふうには御答辯になつております。そういうことから申しまして、ヤルタ協定の問題はあとで申し上げることにいたしました、まず千島列島という呼稱は、一體どういふ島々を千島と言うのかということを、一應お聞きしたいと思ひのであります。實は私、千島と最も近い根室に参りまして、いろ／＼と土地の事情を聞きましてときに、南千島と言われている、エトロフ、クナシリ、シコタン島ハボマイ諸島等から引揚けて來た人の約一萬六千人ぐらゐ、こういう人々は、すでに三代あるいは五代も前からこの島に住みついておりまして、この島々がボツダム宣言あるいはカイロ宣言、もちろんヤルタ協定を、一應認めるとしまして、われわれ

れはなぜ引揚げさせられたかということについて、非常に大きな疑問を持つております。そういう点についても、この際これをはつきりとしておくことがたいへん必要であろうと考えるわけであります。一般に千島列島と申されておりますが、その中のハボマイ諸島とシコタン島、クナリシリ島、エトロフ島等の島々は、非常に早くから北海道本島に属しておりまして、根室の國と、こう呼ばれております。そしてエトロフ島（ウルツプ島の意と思う）以北のカムチャツカ半島に至る十八の島々が、いわゆる千島の國と、こういうふうには呼ばれておるのであります。それでそのエトロフ島以南のすなわちエトロフ島から南部の島々は、徳川幕府の初めから日本人が住んでおりまして、三百有餘年の長きにわたつて、父祖代々相次いで漁業に従事していたというのが、島の歴史上の明かな事實であります。そのことは一八五四年、安政元年に帝政ロシアと締結をいたしました神奈川條約、一名下田條約とも言われておりますが、これによつて明かにされておるのであります。すなわちその第二條に「今より後日本國とロシア國との境はエトロフ島とウルツプ島との間にあるべし、エトロフ島全島は日本に屬し、ウルツプ島全島とそれより北方クルル諸島はロシアに屬し、樺太島に至りては日本國とロシア國との間において境界を設けず、これまでのしきたり通りたるべし。」こういう一條があるのであります。これは

われ／＼の解釋によりますと、今まで不明確であつたロシアと日本の境をはつきりしたと解釋できると思つてあります。しかもその後いろいろ、樺太の所有權問題についてトラブルがありましたので、一八七五年の五月、明治八年にわが國の全權板本武揚がロシアにおもむき千島、樺太交換條約というものを締結した。こういうことも當然御承知のことと思つてあります。その第二條にはクルル全島すなわちウルツプ島よりシムシル島に至る十八の島々は日本領土に屬しカムチツカ地方、ロバトカ岬とシムシル島との間なる海峡をもつて兩國の境界とす。」こういう一條があるのであります。この二つの條約から照しまして明かにわれ／＼は、ここに千島列島という名で呼ばれる部分は少くともエトロフ島とウルツプ島との間の千島水道（エトロフ水道の意と思う以下同じ）と言われる以北が、いわゆる千島列島と呼ばれるものである。その以南は先ほど申し上げましたようにいわゆる北海道本島に屬する根室の國の一部である。こういうふうにかゝつて考へてしるべきであると思つておりますが、その點についてまず見解をお聞きたいと思ひます。

○島津政府委員

ヤルタ協定の千島の意味でございますが、いわゆる南千島、北千島を含めたものを言つておると考へるのです。たゞ北海道と近接してありますハボマイ、シコタンは島（千島の意と思う）

に含んでいないと考へます。

○浦口委員

そういたしますと、一八七五年、明治八年の千島、樺太交換條約と非常に矛盾して來るのではありませんが、先ほど申し上げましたように、この第二條では、クルル全島、すなわちウルツプ島よりシムシル島に至る十八の島々、こういうふうには北千島というものに對してはつきり第二條で定義されておるのであります。その點はいかゞですか。

○島津政府委員

北千島の定義がそのようになつておるものと考えます。千島の定義につきましては、いろいろな経緯、歴史もあるわけでございますが、たゞいま問題になつておりますヤルタ協定でいわゆる千島というものを先ほど私解釋したのであります。それで御了承願ひます。

○浦口委員

私の承知するところでは、北千島、南千島というのはいわゆる下田條約と千島、樺太交換條約、この二つの條約によつてこういう俗稱が出たと考へておりますので、公文書の上では南千島、北千島の差はないというふうには承知いたしておりますが、何かそういう公文書の上で明示されたものがあるならば、お知らせ願ひたい。

○西村（熊）政府委員

それは一九四六年の一月二十九日付の總司令官の日本政府にあてたメモランダムであります。

すが、例の外郭地域を日本の行政上から分離するあの地域を明示された覚書であります。その第三項の中に「千島列島、ハボマイ諸島及びシコタン島」とございます。いわゆる南千島と北千島とを合せて千島列島という觀念で表示してあります。

○浦口委員

その條項も私は實は調べたのでありますが、島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル（千島）アイランズと、こうなつております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島、樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになつておりまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということとはつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ——シコタン、ハボマイはもちろんであります、これは當然含まれない。こういう解釋が明らかになるのであります、その點いまい應御答辯願います。

○西村（熊）政府委員

御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰返し願いたいと思います。私は政務局長とまつたく同意見ではございますが……。

○浦口委員

そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのであります、實は下田條約では、今より後日本國とロシア國との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一條がある

わけです。これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけです。ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は當然もう日本國としてはつきりきまつていた後において、千島、樺太交換條約によつて、クリル全島すなわちウルツプ島よりシムンシュ島——ウルツプ島というのはエトロフとの境であります、下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼稱で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成り立たないのであります。

○西村（熊）政府委員

その條約の條文を持ちませんので確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の國境以外の部分である千島のすべての島という意味でございましょう。ですから千島列島なるものが、その國境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反對解釋は生れないかと思ひます。

○浦口委員

私はどうもそれがよくわからないのであります。もう一度詳しく申し上げたいのですが、時間がありませんので、外務省の方で御研究願いたいと思ひます。この次にまた見解を發表していただきたいと思ひます。

それでは引續いてそういうことからいたしますと、實はその前にボツダム宣言及びその根據たるカイロ宣言については、すなわち第一次世界戦争以後において日本が奪取し、または占領した一切の島嶼を剝奪すること、日本國はまた暴力及び貧欲により、日本國が略取したる他の一切の地域より驅逐せらるべし。この條項は千島——一應それを南千島、北千島とわけてお話ししてもよろしいのですが、その兩方ともこれには該當しない。そういうふうに見えるのであります、その點いかゞでありますか。

○西村（熊）政府委員

もちろんそう考えます。従つてヤルタ協定の文句も特にハンド・オーヴァー——引渡すという字を使つております。南樺太は返還すべしという用字が使つてあるにかゝわらず、千島列島につきましてはハンド・オーヴァー——引渡すという違つた用語が使つてあります。その邊を考慮した上での修文かと私も了解しております。

○浦口委員

そうなりますと、南と北の問題は別といたしまして、クナシリ、エトロフ、ハボマイ諸島、シコタン島から強制的に引揚げなければならなかつた、その間の理由はどのような理由によるかその點お伺ひします。

○西村（熊）政府委員

今度の戦争後におきまして、連合國の日本及

びドイツに對します政策の一つといたしましては、日本人及びドイツ人は將來における國境の内部に全部移住させるという政策がとられたようでありまゝ。従ひましてドイツについても同じでございますが、日本につきましては、日本軍の占領地域ないしは日本の行政下の管轄の外に置かれませんでした領域に在住しておりました邦人も全部いわゆる強制引揚げということになつたわけでございます。その一環として、千島における在留民も本國へ歸らざるを得ないことになつたのでございます。

○浦口委員

われ／＼はこの千島列島、ハボマイ諸島、シコタン島における住民は、連合軍の保障占領下に生業を営み得る立場にある、こういうふうに一應考えるのでありますが、その點いかがでございますか。

○西村(熊)政府委員

言ひ分云々別といたしましても、おつしやるようなことを熱望いたしておるわけでございます。ことにハボマイ、シコタンについては、強くそれを熱望せざるを得ないわけでありまゝ。事實上それはまだ許されていない事態にあると御了解を願ひたいと思います。

○浦口委員

當然たいへん困難だという事情もよくわかるのでありますが、熱望しておるといふことで了承することになります。實はこの問題につき

ましては、千島と關係の最も密接な北海道の根室町におきまして、北海道付屬島嶼復歸懇請委員會というものができておりまして先ほど申し上げた、この諸島から強制歸還をさせられた一

萬數千の人と土地の人が非常な熱情をもつて運動を續けておるのであります。すなわち昭和二十年十二月一日、二十一年八月六日、二十二年一月十五日、二十三年九月十五日、二十五年一月、この五回にわたつてマツカサ元帥に對して陳情書を提出して、この運動を展開しておるのであります。その眞意は先ほど申し上げましたように、付屬島嶼の歸屬はもちろん平和條約締結の際に、連合軍によつてきめられるものである。しかしその間われ／＼が少くとも連合軍の保障占領下にあつて生業を續け得るのではないか。せめてその點は、われ／＼としては主張しても間違ひではないのでないかというふうなやむにやまれぬ氣持で、この運動を續けておると承知しておるのでありますが、外務省はこの運動に對して、連合軍がどういうふうな處置をとつたか、あるいは態度を示しているか、あるいは外務省としてこの陳情に對してどういうふうに考へているか、また何かこれに對して處置をしたか、その點お聞きしたいと思ひます——たいへん答辯がむずかしいように察します。このいうふうにお聞きします。それはいろ／＼文献や歴史によつて、國民が主張し、陳情することは自由である。しかしそれ以上、政府とし

ては正式にこれに對してどうこうすることはできない、こういうお考えでありますか、どうですか。

○島津政府委員

たいへん御同情ある御質問でございます。政府としてできることはいたしておるのでございます。たゞ領土の問題は非常に機微な關係がございます。また決定する立場にも、もちろんないわけでありまゝ。陳情その他が國民の間から出ますことについては政府としても何とも申し上げられないのであります。非常に機微な關係もございまして、答辯を差控へさしていただきたいと思ひます。

○浦口委員

希望を申し上げておきます。こういう運動がどん／＼熾烈になつて來るといふことは、現地の事情で非常にしみ／＼と感じられますので、それにつけても少くとも南千島、北千島の問題については、外務省當局も、そういう輿論を支持する、しないは別といたしましても、もし誤つた根據に基いてそういう運動が盛んになるといふことであるならば、われ／＼としても、その熱情は買うとしても、國際の問題、ひいては日本の將來に及ぼす問題が非常に大きいと思ひますので、もう一段御研究を願ひたい。こう希望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

▲渡米議員團の國會に對する 實現希望事項

○先般渡米した國會議員團の一行は米國の連邦議會及洲議會の運営狀況を詳さに視察し此程歸朝したが、歸朝後直ちに衆、參兩院議長に對し國會における次の諸事項の急速實現を希望する旨申出をなしたが希望事項は次の通りである。

Ⅱ國會における實現希望事項Ⅱ

一、われわれ國會議員團は米國の連邦議會及び洲議會視察の結果取りあえず、左の諸事項の實現を希望する。

一、直ちに實現を希望すること。

1. 時間の嚴守

但し定數の關係につき考究しなければならぬものがある。

2. 委員會中心主義を重んずること。

(イ) 公聽會の活用又は必要な參考意見を十分に徴し民意を審査の資料とすること。

(ロ) 本會議における緊急質問は直に已むを得ないものに限り委員會において十分に疑を質すること。

(ハ) 委員長において専門員にも専門的立場から質疑を許し審査を完からしめる途を開くこと。

(ニ) 公述人及び參考人に對し出来る限り資料や發言要旨を豫め提出して貰うこと。

(ホ) 委員會における政府委員長、委員席の

配列につき民主的に考慮し、政府と相對峙する觀を取り除くこと。

(ヘ) 決議案は成るべく委員會においてその内容を立法化すること、已むを得ない場合は政府において直ちに實行し得るよう具體的方途を明示すること。

3. 請願の取扱につき

請願は提出にあたり法案をも具えて提出されることを希望する。議院は國策上具に有効と認めたものに限り採擇すること。

4. 會期中の議員派遣につき

國政調査又は議案審査のため議員を地方に派遣することは眞に萬已むを得ない特殊の場合を除き會期中は原則としてこれを認めないようにすること。

5. 議長、委員長の議事整理につき

本會議又は委員會の議事整理につき、議員の注意をひき又は靜肅を保たせる必要がある場合はベル(必ずしもベルに限らない)の使用を認めること。

6. 議事堂内外の清潔を保ち不體裁に亘ることなきよう留意し院内外出入者にもこれに協力せしめること。

7. 議員食堂の快適化

議員食堂は亂雑に流れぬよう原則として議員専用とし、利用者の範圍を大いに整理して外來者は會館を利用させることとし、内部の整頓と清潔を保ち議員が快適な食事の

出来るようにすること。

二、速かに實現を希望すること。

1. 立法府たる國會が自ら立法に任ずることこれがためには憲法及びその他の法律に基づく内閣提出の議案以外の法律案は黨を通じて議員より提出することに改めること。

2. 國立國會圖書館、特に調査立法考査局を整備充實すること。

3. 議場の構造を民主議會に相應しいように改造すること。

4. 國會職員は事務の性質上一般職とすることは極めて不合理につき從來通り速かに特別職とすること。以上

▲アメリカにおける懲罰制度 及び慣行等について

○參議院懲罰委員會において過般アメリカの議會政治を視察歸朝した高田(寛)議員、近藤事務總長、金森圖書館長の出席を求め、アメリカの議會における懲罰制度及びその運営等についての報告を聴取したがその内容は要次の通りである。

高田議員……(前略)

アメリカの議會は、運営の方法が日本の議會と大分違つてゐる點も多くありまして、いろ／＼こちらで懲罰事犯に挙げられるような事件が非常に少いのであります。従いましてこちらの懲罰委員會に相當するような委員會と

いうものはアメリカには全然ないのであります。むしろこちらに常任委員会の中に懲罰委員会があるという話を話したところがアメリカの議員連中は驚いているというような次第なのであります。それでアメリカではやはり議院、つまりハウスの懲罰権は憲法に決められておるのでありますが、この懲罰権の發動ということが極めて稀であるのであります。それで欠席議員に對しても處罰を以て臨むということができる旨の規定はございます。併し實際上は出席を強制するというようなことは全然やつていないのであります。つまりアメリカの議院當局の説明によりますと、欠席しても選舉民がそれを容認するならば差支えないではないか。それで院としては強制する必要はないのであつて、こういうような欠席議員をどう扱うかということは、選舉民が判斷すればいいというような説明もいたしておつたのであります。尙その外に懲罰に該當するような事件が起つても、院が別にそれを處罰しなくとも、選舉民がよくその行動を監視しておるから、そういう議員は次の選舉には必ず落選する。これが何よりも重い事實上の懲罰である。だから議院としては別に懲罰というようなことをする必要はないというこの説明を聞かされたのであります。それから尙アメリカにおきまして、議員は三分の二の同意を以て除名するということは

規定してございます。併しこの實例が又殆んどないということでありました。それから尙又ついでにカナダの議會に参りまして、この點も質問いたしましたのでありますが、カナダの議場において、特に我々が關心を深くいたしました點は、その議場において非常に喧しく騒ぐというような不都合な點があれば、議長が一回注意を發しますが、注意を發しても尙これを改めない際には、退場を命ずるのであります。そのときは、守衛長がその議員の所に出て参りまして、そのときの言葉が面白いのですが、ゼントルマン私について來て呉れというのだそうでありました。そうするとこれはもう絶対の問題で、どうしてもついて行かなければならない。そうすると議場から外に出されてしまうので、それでも議員の權能が行なえなくなるので、一番のこれが懲罰であるということをして、説明を聽かされたのであります。要するに憲法には議院の懲罰權、つまりハウスの議院の懲罰權というものは規定してはおりますけれども、國民が選舉した名譽ある議員に懲罰を以て臨む必要があるような事件は、これはその實例が殆んどないのでこの取扱方というようなことを説明することはできないというのが結論でございます。日本式に考えますと、たとえそういうことがなくても、やはりそういう場合を想定して取扱手續を決めて置かなければ氣が濟まないとい

いうようなことが我々の從來の考え方でありませけれども、英米におきましては、實際問題上必要の起らないことはたとえ憲法に決めてあつても、それを實際にどう行ふかということとは何も決めて置く必要はないじやないか。そういうことが起つたら、その起つたとき處理する。併しそういう事件が起らないからという細かい取決めもない。又前例もないので御説明する資料がない。これが結論でございます。要するにアメリカの議會、又カナダの議會におきまして、議場におきましては十分に議員の發言を傾聽する。反對黨の議員の發言もやはりこれが一部の國民を代表している發言としてこれを傾聽するという習慣がよく滲み込んでおります關係上議場で非常に喧ましく騒ぐというようなことは實際問題として起らない。又一方議長に相當の權限を持たしておつて萬一起つた場合には議長が適當に處理するということで、何ら今まで支障を來たさない關係上、懲罰委員会というようなものを設けるといふようなことは、まあ全然考えたこともないというのが、私の知り得ました實情でございます。

金森圖書館長……(前略)

アメリカの議會は相當政治の實質について激しい論争をいたしますけれども、議會の中におきましての諸般の行動は非常に秩序を守るといふことが發達しておるらしいのであり

まして、ハウスの方へ参りましたも、又他の地方の議會へ参りましたも、規則は凡帳面に守る。その守る前提の下に許されたる範圍の方法で、政治的ないわば闘争精神を現わすというような秩序ある争いということに重點を置いておるらしいのであります。従つて議會におきまして書物によりますると付て懲罰したという事實はございますけれども、今日それは實際にはなかな／＼起り得ないことであつて、従つて私共がそれについて研究するといふ途もございませんでした。それから先程高田さんが言われましたが、實際カナダの方へ参りましたも、断片的な話題として聞いておりますのは、議長の議場の統制をする權能が非常に強いようになつておりまして、例えば議場整理の必要があるという場合には、初め議長が抽象的に議場において騒いではならんというような勸告をいたしまして、その間は無事でありますけれども、はつきり名前を舉げて、何何君、秩序に反しておる。こう名前を舉げて宣言をいたしますと、その人は直ちに守衛長によつて室外に拉致されるということができるようになつておる。事實はなにかも知れませんが、守衛長がみずからその時にこそ自分達の仕事が起る。こう言つておりました。こういうことが物語になつておるくらいでありますから……中略……従つて又懲罰について現實の眼で見たお答えができません。

いというような結果になつてしまつたわけがあります。

近藤事務總長……(前略)

懲罰問題については資料がどうも現實の資料がないので、憲法に明かに懲罰權があることが書いてあるけれども、尙憲法に従へばこの懲罰には除名權があることが明示されておるけれども、我々が承知をしておるところではその例が少しも見付からないので、これは圖書館の立法考査局の方に命じた上、そういう事實があればその事實に對して正確なことを御返事する、かようなことでございましたので遂に書面は向うで貰うことができませんでした。……

大體向うの返事は例がないので、法規には、憲法に懲罰權がある以外のことはどうもそれ以上のことはないというの、具體的例がないために説明ができればいいということが多かつたのですが、コロンビヤで、サウスカロライナ州の議會に参りましたときに、サージェントアットアームといふ／＼話しましたけれども、あなたの方で今議長の規律權に伴う懲罰權の問題というやうな問題で、どういふふうによつておるか聴きたいと言つたら、どうも懲罰というと、まだそこまでになつた場合は、長年守衛長をやつておるけれども例がない……それからその後も各地でこの問題について見ますと、どうもこういう問題で懲罰事

犯として取扱わなければならんという事例は殆んどない。ただ議長の規律權として、議長が一度命じたことは實行されるのだ、發言についていろいろ／＼規則があり、或いは兩黨協議會をする場合もあるが、最終的の發言の決定をする權限は議長にあり、議長が一度決めた以上は、これに従わざるを得ない。だから議長の統制權というやうなものは絶對的である。こういう意味の説明がありました。更に懲罰まで持つて行かなければならん事件も議長の權限が強くてそこまで行かないという裏付けじやないかと思うのです。……カナダで議會を見學その際向うの事務局といふ／＼話しまして、こちらで懲罰關係の手續について特に聞きたいといふのでいろ／＼立入つた點を議長から……特に懲罰になるやうな事項といふことは餘りない。自分の方ではこういうふうによつておるといふことで、それは例えばルール違反がある、法規違反のことが行われておると、事務總長が議長の前に行つて丁寧に一禮する、これ／＼のことは法規違反でございます。かようなことを言うと言議長は直ちに立上る。議長が立つてルール違反があつても全部着席するまでは沈黙を守らなければならぬ。それでも聞かずに尙ルール違反を繼續したらどうなるかと申しましたら、議長はそのときにはどこそこ州、或いはどこそこ州、プロビンスの選出の議員さんという言葉を議

長は言われる。そうすればその議員は非常な注意を受けたことになるので、直ちにその行為を止め發言を止めなければならん。若しそれを聞かなければどうなるかと私は勇を鼓して突つ込んだら、その場合には「ミスター誰々、どこそこ選出誰々」というのです。誰それさんという言葉を使う、こういうことでその場合はどうなるかと申しましたら、その場合にはその議員は……議長と向い合つて守衛長が着席しております。誰々」と議長が宣告すると、その人がそつとこちらへついで来て下さいと言つて外へ引張り出してしまふ。ひとたび引張り出された人は再び議場において議決があつて着席が許されるまでは議員としての一切の権能が停止されて議場へ復することとはできない。これは最も強い懲罰である。そういう例がありますかと言つたら自分の時代にはない。自分の前任者の時代にはあつたと聞いておるけれども、稀な例に過ぎない。その権限のあることは事實だ、假に議長が若しそういうミスター誰々というようなことを頻繁に行う、或いは不當にそういうことを行うことが假りにあつたらどうなるかという質問を私から重ねて追究いたしましたところ、随分考へた舉句に議長はそういうことをすることはないし、そういう批判を受けることはないが、假に議長がそういう批判を受ける場合があるとすれば、これはハウスにおいて特

にそういう調査委員会でも作つて検討の上、ハウスにおいて議長の行動が間違つておるといふ議決をする。この場合に初めて議長の退場を命じたことの措置があまりであるといふことで、これを取消される。それは法的にはできるさうな自分らの議長の決定を覆すような措置をしたことは聞いたことがない、かようなことがカナダで得た返事でございます。

それでその外に何か議員で、懲罰に付された議員の例はないかと聞きましたのに對しまして、年數はいつか知らんが、よほど前上院の事務總長をしておりまして、その人が今上院の議員をやつておりまして、その人の一代前の事務總長の時分と記憶するけれども、或る國の秘密を賣つたというやうな事件がある議員について起つて、その場合に議院は議決をもつて懲罰をしてこの人を除名した、これは院内の行動でなく、院外において兎に角機密を賣つたという事件が暴露したので、これは議院の體面上許せざることであるとして、議院の權威のために除名を斷行することは、カナダの議會における最も目ほしい大きな懲罰事件である。こういう説明を受けまして、それからワシントンへ参りましたから、先刻申し上げました通りどうも例がないということでございます。それから懲罰そのものにつきましては殆んど

例がつかめませんが、事務總長からも的確な返事がありませんし……法規はないかと言つたら憲法にはつきりしているもので、あれでいいつてもやれるじやないかという返事でございました。いつでもやつたかというとき、その例はございません……それで若しそういう問題が起つたとき同じやうな質問をあなたの方で議員から質問を受けたらどういふ返事をするかと言つたらそういう質問はことが起るまでは受けないだらう、その事件が起つたときに恐らく解決されるやうな處置が取られよう、だから私は事前にかくあるやうというやうな返事をすることは不可能だという返事がありました。

懲罰の繼續審査の問題がいろ／＼ありましてこちらの質問事項の中にもありましたことで懲罰に對する繼續調査のための資料は掴み得ませんでした。繼續審査はしておるかといつたら、コングレスとコングレスの間にはございませせん。これは改選と改選の間には繼續審査の例はございませせん。一つのコングレスの間におけるセクシヨンとセクシヨンの間には繼續審査があります、重要な議案についてはハウスの議決によつて行なつておる例えは現在の非米活動委員會がその例であります。非米活動委員會のごときは、このハウスの議決によつて繼續審査をいたしておりますと、かような返事でございます。

尙懲罰委員会というようなサージエントコミッテイが、向うの常任委員会にはないということでは法規上明かになつたことであります。一應私の申上げました今日の状況はこの程度で……

▲アメリカ議會制度の運營について

國會渡米議員團參議院議員高田氏が昭和二十五年三月十五日の參議院本會議自由討議の際、民主主義先進國アメリカにおける議會制度とその運營状況について視察報告としてつぎのような意見を發表せられたのである。

私もこの度の渡米議員團の一員に加わりまして二ヶ月に亘りましてアメリカに参り、議會の運營に關して視察調査して参りましたので、簡単に御報告申上げたいと存じます。一般的の御報告につきましては只今大野木君から御報告がありましたので繰返すことを避けたいと存じます。

この度はアメリカの政府の深甚な御配慮によりまして、我々の豫期以上の調査も遂げられたと存じます。又アメリカ一般國民の寄せられた御厚意によつて我々の調査研究に關して得られました便宜も誠に大きかつたものがあるのでございます。尙又アメリカ滞在中カナダ政府から御招待を受けまして、カナダの議會の見學をする機會を得ましたことも誠に仕合せと存じてお

ります。

私は少し専門的に、アメリカの議會制度運營などにつきまして見て参りましたことを一二御参考までに御報告申上げたいと存じます。アメリカの制度と申しますれば、御承知の通り大統領制度の國であり、又歴史的背景を有する二院制度の國であり、又廣大な土地の中に各州は強い自治制を布いておる國であります。大統領は行政の最高責任者であると共に多數黨の首領であり、この四年の任期中は彈劾による外その地位を退くことはないということになつておるのは御承知の通りであります。この大統領の辭職なく、又下院の解散がないというのがアメリカの政治組織の立前であります。このアメリカの二院制は歴史的背景を持つていると考えるのであります。即ち議會制度が開かれますときに、人口比例でその代表を出すか、或いは自治制を布いております各州から同數の代表を出すかにつきましては、非常な争いがあつたと聞いております。遂にこの争いがやまず、いわゆるそのグレート・コムプロマيسール偉大な妥協をなしまして、双方の意見を容れて、ここで現在の二院制度ができておるものでございます。上院は各州から平等に二名づつ選出して合計九十六名の議員があり、下院は人口約五十萬について一人の代表を出して、合計四百三十五名の議員から成つておるのであります。よつてニューヨーク州のような大きな州を見ますと、上院議員

は選出は二名であるのに、下院議員は四十九名選出されておる。然るにヴァーモント州のような小さな州を見ますと、上院議員は同じく二名であるのに下院議員は一州から一名しか出ておらない。こういうような状態なのであります。而してこの上院即ちセネイトの方は任期は六年で、二年ごとに三分の一づつ改選し、下院即ちコングレスの方は二年ごとに總選舉をいたすのであります。この上院議長は副大統領がこの職に當り、下院議長は多數黨のリーダーがこれに選舉されて、一方、選舉に敗れた少數黨のリーダーは少數黨の院内筆頭總務となる慣例になつております。多數黨にも又多數黨の院内筆頭總務を置きまして、多數黨、少數黨、兩頭の院内筆頭總務というものが議會の運營に非常に大きな役割をなしていることを見て参つたのであります。特に多數黨の筆頭總務というものが議會運營に非常な重要な役割を演じております。事實上議會の事務當局というのは、多數黨の院内筆頭が動かしておるように見受けて参りました。一方又少數黨にも十分の敬意を表する、尊重するという意味におきまして、少數黨の筆頭總務には議會の費用を以て相當數のスタッフを專屬させて運營に當つていたのであります。次に委員會の方面に目を轉じますと、アメリカでは委員會は立法手續の心臓であると呼ばれておるのであります。法案が上程されて先ずこれを取扱うのは委員會でございます。委員

會を通過して初めて本會議にかかるという制度は我が國會と同様な行き方をしております。

ただ本會議において上院は發言時間の制限というものを全然いたしておりません。ただ全會一致を以て制限しようという相談がまとつた場合のみ制限をいたしておりますことも、私は特に目を引いたのであります。これはつまり九十六人という誠に少い議員數でありますので、發言時間の制限をする必要がないという慣習が成立つたものと見受けられます。下院の方は人數も多いので適當に發言時間の制限をいたしておる模様でございます。法案が本會議に提出いたされますると、その對論時間というものを、從來の例といたしまして大體それを折半いたしまして多數黨と少數黨が大體同じ時間を割當てられてそれ／＼討論いたしておるという慣例が成立つておるのでございます。

次に上院、下院兩院の關係を見ますれば、これは上院はアメリカにおきましては優位にあるのでございまして、國際條約は上院の承諾のみを必要とする。又政府の人事の任命の承諾は上院のみがこれに當る。又豫算案を見ますと、これは必ず兩院の通過を必要とするというような状態になつておるのであります。而してこの法律案が兩院の議が一致しない場合には實際どういうふうにいたしておるか、これを私共は深い關心を持つて見て參つたのでありますが、この場合には兩院協議會を何回でも繰返して聞く、話

合いが付くまで聞く、そうして兩院協議會は上院から委員長を出しまして全會一致を以て決める、つまり話合いが付かなければ一應打ち切り、又改めて兩院協議會にかけるというふうな方法をとつておるのであります。

會期は一年間を一會期としておりますが、通常一月三日に召集されまして七月末までに一應終るのが慣例になつております。

以上この制度の氣が付きましたことを簡単に申しましたのですが、さてその運営の方法について見ますと、私共の第一に痛感いたしましたことは、議會の運営が一般國民と非常に密接な關係を持つて運営されておるか、議會の動きというものが一般國民の非常に身近なものになつていっているという現状が特に深く私共を感じられたのであります。國民は選舉のときだけ政治に關與するのではなく、常に議會又は議員と接觸してその要望を強く議會に反映させておるというのでございます。議員の大體毎日の在り方を見ますと、議員は毎日原則として議員會館に勤務しております。議員會館は、下院は各議員がおの／＼二部屋づつ持つております。上院の方は各議員がおの／＼三部屋乃至四部屋を専用しております。それで議會の費用を以て二名乃至四名ぐらいの秘書が各議員に専屬してあるのであります。併し大きな州から選出されました議員につきましては十名ぐらいの秘書を配屬されておる議員もあります。これは人口の多い州を

代表しておる上院議員などは、多くの選舉民を代表するために、選舉民と接觸する用事が非常に多いからこのようにしておるのだということでありまして。私も丁度カリフォルニア選出のノーランド上院議員の部屋を見せて貰いましたが、ノーランド氏は四室を占有しまして十四人の秘書を使つてゐる。毎日平均して一日に選舉區から五十通程の手紙を受取り、これに克明に回答を書いておる様子を見て參りました。

次に議會圖書館の活用ということでありまして。この議會圖書館には立法調査局を置きまして、百六十人ばかりのスタッフを持つて活動しております。議員の要求に應じて着々と調査報告をいたしております。一年間の調査報告件數が約三萬五千件に上つておるということでもあります。又各委員會には四人の専門員を置きまして、それぞれ専門事項の調査研究に當つておるのであります。この専門員は、或いは大學の中堅の教授を引き抜き、或いは又民間の實務者を引き抜いて來ておるのでありますが、又それに相應する俸給も拂い、立派な人材を集めておることが特に我々の關心を深めたのであります。

次に一般國民の請願の取扱ということも私共特に注目いたしましたものであります。我々の方といたしましては、大體請願が出て參りますと、これを審議して、採擇すべきものは採擇してこれを内閣に送付するのが通例であります。

アメリカの議會の様子を見ますと、一般國民は政府に對して請願を出すということよりも、むしろ主として議會、特に各議員に對してこの請願が提出されまして、この請願が出ました場合には各議員はこれをよく検討いたしまして、その理由のあるものはこれを取上げてこの立法手續をとる、法律案を作成してこれを法律化する、これを法律にしてその實行を政府をしてこれに當らしめるといふ方法をとつておる點も、特に關心を深めた次第でございます。

それから次に委員會の模様を見ますと、委員會におきましては法律案の審議に當つては盛んに公聽會を開いております。この公聽會には、政府當局の責任者或いは關係業者、それから一般國民を呼びまして、これから十分の意見を徴しまして、その上で議員各自が判斷を下して、結論を出します場合には今度は大體において傍聽者を入れずに、議員のみで十分に討議をして結論を出すという方法をとつておるのであります。それから、又このときに目を引きましたのは、その委員會の専門員というものは公聽會におきましても盛んにみずから質問を發してあります。私共の傍聴いたしました委員會でも、ソイヤ商務長官に對しまして専門員が盛んに質問を發していたのも見受けられたのであります。一方、本會議におきましては、このような難壇というようなのは全然ありませんで、本會議はただ議員だけの審議する場所でありまして

本會議には大統領が教書を發する場合以外は政府當局の出席というものは全くないのであります。委員會を通じて参りました法律案を議員の間において十分審議を盡すのが本會議の場所であります。それで委員會には必要に應じまして各省の長官或いは關係官の出席を求めて十分の説明を聴取いたしますけれども、本會議に移りますと全く政府當局の出席というものはないのであります。

結論といたしまして私共の感じましたことは議會というものは立法院であるということが非常にはつきりしておるといふことであります。政府には法律案の提出權はなく、政府はその要望事項を各委員長或いは興黨の議員に傳へまして、法律の作成を要望するに過ぎないのであります。議會は獨自の立場において十分に國民の要望を取入れて立法し、この議會で作りました法律を政府をして實行させるといふのが立前になつておるのであります。

又一つ、本會議や委員會などで議事の模様を見まして感じましたことは、いろ／＼議事の運営につきましても融通がきくといふ點であります。議事規則というものはありますけれども、餘りこれに拘泥しないで、常識的に運営しているといふことが私共の目を引きました。定足数のごときも三分の一といふことに決まつてはおりますけれども、十二時になりますと、六七人の議員が集まつているのに、きつちり十二時に

さつさと議事を開いて行く。そのうちに段々と重要案件がかかる頃には議員の数も段々と殖えて来る。要するに重要問題の決を探るといふような場合でなければ餘り定足数というようなことには拘泥せずに、定時にはさつさと本會議でも委員會でも開いて行つております。

それから又、丁度二月二十日に上院を私共が傍聴いたしました際は、正午に開會いたされまして、それで多數黨の院内筆頭總務のルーカス氏から動議が出まして、二十分間休憩して一つ日本から來た議員と、この上院議員の各位がよく顔見知りになる機會を作らうじやないかといふ動議が出まして、私共も傍聴席から議場に案内されまして、議場に入つて上院議員全部と各個にそれ／＼握手を交して、見知り合ひになつたといふような機會を作られたのであります。これなども議員でない者を議場に入れるのはどうかといふような意見も出る問題とは思ひまけすけれども、日本から來た議員團に十分好意を示して研究の便宜を與えようといふ場合には、このような臨機處置をとるといふようなことも、非常に融通のきく一面が現われておると感じたのであります。要するにアメリカの議會の運営を見ますと、煎じ詰めて申しますと、私の考へたことは、その運営の方法が非常にゆとりがあり常識的に運営されている點と、尙又議會の運営というものが國民の非常に身近に行われておる。又非常に國民の關心を引くような方法で

行われておるといふ點であります。議會の本會議の開會、委員會の開會も、定時に開きますために、議會に關心を持つ一般國民は、その日の新聞により日程を知りまして、一時間でも一時間半でも、その暇を割いて議會の模様を見に行く。餘り待たされる間もなく、その時間に見たいと思う審議の様が見られる。これなども國民に非常に議會に親しみを持たせる一つの點であると考えたのであります。(拍手) 尙又議會が公聽會を開きまして十分に國民の聲を聴き、又

▲議員の動靜

期 間	用 務	氏 名
五月七日より 七日間	一道北部七縣議會協議會出席のため (岩手縣及び盛岡一關各市)	議長 鈴木 源重 副議長 三平 澤田 正助 議員 男市

各議員が努めて國民と接觸してその聲を取入れて、尤もと思うものは直ぐにこれの立法手續をとる。要するに議會というものの動きが國民の身近にある。この點が非常に私の心を打つたものでありまして、(拍手) この點などは私共といひまして、大いにこれを参考とすべきものと考えたのであります。

以上簡單であります、見て参りました報告を中上げ、所感の一端を中上げた次第であります。

▲來 往

○青森縣議會勞働常任委員會委員一行六名は五月十五日函館著で來道、本道勞働關係その他につき後志、上川支廳管内及び小樽、留萌、稚内の各市を視察し二十二日退道した。

○高知縣議會農林委員は五月十六日函館著で來道、本道農業關係その他につき上川支廳管内及び旭川市を視察し五月三十日退道した。

期 間	用 務	氏 名
五月七日より 十一日間	道議會事務打合のため (岩手縣及び盛岡市東京都)	議長 坂東 秀太郎
五月二十一日より 二十三日	道議會事務打合のため (東京都及び神戸市)	議長 坂東 秀太郎

資 料

▲地方自治法の一部を改正する法律等について

去る五月四日地方自治法の一部を改正する法律及び同施行令の一部が公布され、五月十五日から施行のことになったのであるが、本法は地方自治運営の現状にかんがみ、更にその公正と効率とを確保し、これより地方自治の本旨を實

現するため、地方公共團體における直接請求の手續、地方議會の運営、各種争訟の手續の整備並びに地方公共團體の事務處理機構の刷新及び監督機能の強化を図る等の必要から改正されたのであつて、その内道府縣の議會に關係ある事項の要點を挙げると大體つぎの通りである。

道府縣議會に關係ある事項

- 一、地方公共團體の事務所の位置についての條例は議會において出席議員の三分の二以上の同意を要することとされた(第四條)
- 二、議會の議決した條例は議決の日から三日以

内に知事に送付を要することとされた(第十條)

- 三、條例の公布に關し必要な事項は條例で定めるを要し又その團體の規則並びにその機關の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについても同様にすることに定められ又従前の公告式は本年八月三十一日までの間に改正を要することとなつた(第十六條令付則第二項)
- 四、議會の解散の投票において過半数の同意があつたときは解散の投票に關する争訟とか、

わりなく直ちに解散の効結が発生することとされた(第七十八條令第五條)

五、議會は選舉管理委員會、監査委員、公安委員會又は教育委員會その他法令又は條例に基づく委員會又は委員の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができよう改められた(第九十八條)

六、議會は選舉管理委員會、監査委員、公安委員會又は教育委員會、その他法令又は條例に基づく委員會又は委員に委任された國、他の地方公共團體その他公共團體の事務に關し各その委員會又は委員の説明を求め又はこれに對し意見を述べることができるとされた

(第九十九條)

七、豫算その他重要な議案陳情等について特別委員會においても公聴會を開くことができることを明定された(第一百十條)

八、法律又は政令により議會が行う選舉における投票の効力に關する異議の決定に對し不服ある者の出訴期間を決定のあつた日から二十一日以内に制限された(第一百十八條)

九、議長から議場に出席を求め得る者の範圍には選舉、監査、公安、教育等の各委員會の委員長又は委員の外法令又は條例に基づく總ての委員會の代表者又は委員をも加えられた(第一百二十一條)

一〇、議會の採擇した請願は既定諸機關の他廣く法令又は條例に基づく委員會又は委員にも送付

し得ることとされた(第二百二十五條)

二、議會に事務局を置き且つ書記長制を事務局制に改められた(第三百三十八條)

三、支廳、出張所、地方事務所の他廣く條例で行政機關を設け得ることとされた(第三百五十六條)

三、條例で公共事業の經營に關する事務を處理させるために設置し得た公共事業部の規定を廢しこれがため必要な組織を設け得ることとされた(第三百五十八條)

四、條例又は歳入出豫算に關する議決につき知事が再議に付し得る期間をその送付を受けた日から十日以内に改められた(第三百七十六條)

五、知事不信任の議決をしたときは直ちに議長から通知し又この場合知事はその通知を受けた日から十日以内に議會を解散することができることに改められた(第三百七十八條)

六、(一)知事不信任の議決をした場合において議會を解散しないとき、(二)その解散後の初の議會において再び不信任の議決をしたときは、(三)の場合は前記の期間が経過した日に、(四)の場合は議長から通知があつた日において失職のこととされた(同條)

七、知事不信任の議決については議員數の三分の二以上の者が出席しかつ前記(一)の場合はその四分の三以上、(四)の場合はその過半數の同意を要することとされた(同條)

八、監査委員は當該團體が補助金、交付金、貸

付金その他財政的援助を與えているものの出納その他の事務の執行を監査し得ることとせられ従つて議會からの監査要求の範圍も擴大されるに至つた(第三百九十九條)

一九、特別委員會における公聴會参加者に對する實費辨償についても條例で定めることとされた(第二百七條)

二〇、分擔金を徴収する條例についての公聴會は委員會においてのみ開催のこととし議會が開催することを廢された(第二百十七條)

二一、豫算の議決をしたときは、その日から三日以内に知事に送付を要することとされた(第二百三十八條)

二二、出納長その他の職員が法令の規定に基いて保管する現金又は物品を亡失又はき損した場合その賠償の責任を免除するには議會の同意を要することとせられた(第二百四十四條)

二三、直接請求に基づく議會の解散又は議員の解職投票、副知事、出納長、選舉管理委員、監査委員、公安委員の解職議決、議會において行う選舉又は決定等に關する効力は本法に定める期間及び管轄裁判所に關する規定によることによつてのみ争うことができることとされた(第二百五十五條の二)

二四、本法に特別の定があるものの外訴願の裁決は訴願を受理した日から九十日以内になすこと及び訴願の裁決をすべき期間内にその裁決

がないときは訴願を斥ける旨の裁決があつたものとみなし得ることとされた(第二百五十七條)

三、昭和二十四年五月三十一日現在において道路運送監理事務所の所掌に屬する事務で現に知事の権限に屬するものを分掌させるため部課の規定にかかわらず當分の間條例で事務所を置くこととされ又本年八月三十一日までの間に改正法による設置手續を要することとなつた(附則第三項令附則六項)

三六、金庫事務は議會の議決を経て定める銀行又はその他の者をして取扱わせるものとし尙金庫は道府縣に屬する現金の出納のみを取扱うこととされた(令第六百六十四條、令第六百六十六條)

三七、本法又は本令に基く異議の申立又は訴願の提起は原則として文書をもつてすることを明示された(令第六百七十五條)

(註) 公職選舉法の施行及びこれに伴う關係法令の整理等に關する法律による地方自治法の一部改正

本法の制定により地方自治法中第二編第四章選舉に關する規定(第十七條乃至第七十三條)は全部削除され公職選舉法によることとされたが、なお同法により地方自治法中一部改正された主なる點は次の通りである。

一、普通地方公共團體の議會の議員は地方公共團體の有給の職員との兼職を禁じられていた

が、尙地方公共團體の議會の議員との兼職をも禁ずることとされた(自治法第九十三條本法第三條九項)但し現に二以上の議會の議員を兼ねている者についてはこれを兼ねている間に限りこれを適用されない(本法第三十三條)

二、議會において行ふ選舉については身體の故障又は文盲に因り自ら投票を記載し難いときは所謂代書を認めることとされた(自治法第六十八條本法第三條十一項)

三、現職議員の補選舉權の有無は公職選舉法第十一條又は同法第二百五十二條に該當するため被選舉權を有しない場合を除く外は議會がこれを決定することとされた(自治法第二百二十七條本法第三條十二項)

尙議會の決定を不服とし出訴した者は判決確定まではその職を失はないこととされていたが右決定により直ちに失職のことに改められた(自治法第二百二十八條、本法第三條十三項自治法改正附則第八項)

▲地方財政委員會の設置について

地方財政委員會設置についてのシャヴ勧告及びこれにもとづく地方財政委員會設置法は次の通りである。

地方財政委員會設置の必要性についての勧告

國、都道府縣、市町村間の財政關係について絶えず發生する問題を處理するためには常設委員會もしくは何等かの機關が必要になる。この種の問題に對しては前もつて法律で對策を講じておくことはできない。一般的な法律によつて地方團體に委せ切るのは危険であるが、時宜に適當する税を課することについての地方團體の申請を審理するためにこの委員會は必要である。また、地方債の發行限制がつづいてゐる限り、その限度内の許可起債總額を地方間に割り當て二府縣以上にわたつて營業を行ふ法人については事業税の課税對象たる益金を各縣に分配し、法律の定める地方税の最高税率を一時停止する權限をもちたらしめるべきである。

この委員會は、改正後の地租および家屋税(不動産税)に基いて農地を評價する場合において「調整」係數の決定の任務を持つべきである。この委員會はまた、一般平衡交付金を配付するについて必要となる地方團體の財政需要と財政力の標準を定めるに必要な研究を行うべきである。またこの委員會は、地方財政に關する一連の資料を蒐集すべきである。なお、國と地方團體間の新しい關係の調整のためになお他の諸權限を必要とすることは疑いない。要するにこの新機關は、最も重要な行政機關の一つとなるであらう。これに似通つた現在の委員會においてはそうなつていないように見える。

現在、國および地方間の財政關係を處理する

機關は地方稅審議會と地方自治廳の二つがある。何れも現在のところ地方財政委員會として活動するには全く不適當である。従つてこれらの機關はこれを解散し、次の要領によつて、地方財政委員會を構成すべきである。即ち、委員の員數五名とし、知事會會長、市町會會長、町村長會會長一名づつ任命し、他の二名は内閣總理大臣がこれを任命する。五人ともすべて、國會の承認を要するものとする。

以上の勸告にもとづき政府においてはこれが設置法案をさきの國會に提案中のところ、五月一日にその成立を見たのである。

地方財政委員會設置法

(目的)

第一條 この法律は、地方財政委員會の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 内閣總理大臣の所轄の下に、地方財政委員會（以下「委員會」という。）を設置する。

(所掌事務)

第三條 委員會は、國・都道府縣及び市町村相互の間における財政の調整を促進することにより、地方自治の本旨の實現に資することを目的として、左の各號に掲げる事務をつかさどる。

一、地方財政平衡交付金の總額を見積り、各

地方公共團體に交付すべき交付金の額を決定し、その他地方公共團體の財政の運営に關し助言すること。

二、法定外普通稅の新設又は變更を許可し、その他地方公共團體の稅制の運営に關し助言すること。

三、國都道府縣及び市町村相互の間における財政の調整に關し、調査し、研究し、及び關係機關に對し意見を申し出ること。

四、地方公共團體の財政に關し、資料を收集し、統計を作成し、調査し、及び研究すること。

(權限)

第四條 委員會は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左の各號に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一、豫算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な支出負擔行為をすること。

二、収入金を徴收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三、所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四、所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材事務用品又は研究用資材等を調達すること

五、不用財産を處分すること。

六、職員に任免及び賞罰を行い、その他職員

の人事を管理すること。

七、職員に厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九、所掌事務に關する統計及び調査資料を收集し、頒布し、又は刊行すること。

一〇、所掌事務の周知宣傳を行うこと。

一一、委員會の公印を制定すること。

一二、毎年度分として交付すべき地方財政平衡交付金の總額を見積り、各地方公共團體に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

一三、地方財政平衡金の額の算定の基礎についての地方公共團體の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

一四、地方公共團體の課稅權の歸屬その他地方稅法（昭和二十五年法律第 號）の規定の適用について關係地方公共團體の長が意見を異にする場合において、決定すること。

一五、附加價値稅の課稅標準とすべき附加價値の分割に關する更正又は決定について、主たる事務所又は事務所所在地の都道府縣知事に對して、指示をすること。

一六、市町村が行う市町村民稅の課稅標準とすべき所得及び所得稅額の變更について、許可を與えること。

一七、固定資產稅の課稅標準とすべき固定資產

の價格の評價について、技術的援助及び助言を與えること。

一六、農地に對する固定資産税の課税標準とすべき農地の價格に關する倍數を決定すること。

一七、地方公共團體の法定外普通税の新設又は變更を許可すること。

一八、地方債の發行に關して許可を與えること
一九、當せん金附證券を發賣することができ都市を指定し、及び地方公共團體の行う當せん金附證券の發賣を許可すること。

二〇、地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

二一、自轉車競技を行うことのできる市町村を指定すること。

二二、國、都道府縣及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸關係の調整について、内閣及び關係機關に對し、並びに内閣を經由して國會に對し、意見を申し出ること。

二三、法令により委員會に屬せしめられた權限の行使について、關係地方公共團體について聽聞すること。

二四、關係行政機關及び地方公共團體に對し、地方財政に關し、必要な資料の提出を求め及び報告をさせること。

二五、前各號に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、委員會に屬せし

められた權限

2 この法律により、委員會が處理する權限を與えられた事項については、委員會の決定及び處分は、その定める手續により、委員會のみによつて審査される。

3 前項の規定は、法律問題について、裁判所に訴出する權利に影響を及ぼすものではない。

（組織）

第五條 委員會は、委員五人をもつて組織する
2 委員は、地方自治に關し優れた識見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣總理大臣が任命する。

3 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全國の都道府縣知事の連合組織が推薦した者 一人
二 全國の市長の連合組織が推薦した者 一人

三 全國の町村長の連合組織が推薦した者

4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、第二項の規定にかかわらず、地方自治に關し優れた識見を有する者のうちから、委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の國會で、兩議院の事後の承認を得なければならない

い。この場合において、兩議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣總理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

（委員の任期）

第六條 委員の任期は、三年とする。

2 委員に再任されることができる。

（委員の罷免）

第七條 委員は、左の各號の一に該當する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。

2 委員が前項各號の一に該當すると認められるときは、内閣總理大臣は、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において、第五條第三項の委員についてはあらかじめ、それぞれ當該委員を推薦した地方公共團體の連合組織の意見を聴かなければならない。

（委員長）

第八條 委員長は、委員のうちから互選する。

2 委員長は委員會の會務を總理し、委員會を代表する。

3 委員會は、あらかじめ、委員のうちから委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(會務の決定)

第九條 委員會は、委員三人以上の同意をもつて、會務を決する。

2 前項に掲げるものを除く外、會務の決定に關し必要な事項は、委員會が定める。

(委員の給與)

第十條 委員の給與は、別に法律で定める。

(地方財政委員會規則)

第十一條 委員會は、その所掌する事務について、法律若しくは政令の規定を實施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて地方財政委員會規則を制定する事ができる。

2 前項の規則は、官報をもつて公布しなければならぬ。

(聽聞)

第十二條 委員會は、その権限を行使するに於いて必要があると認めるときは、關係地方公共團體について聽聞をすることが出来る。

2 委員會は、その行つた決定又は處分について關係地方公共團體が充分な證據を添えて、衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聽聞を行わなければならない。

3 委員會は、前二項の聽聞を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

4 委員會は、第二項の聽聞の結果、同項の申出に正當な理由があると認めるときは、當該

決定又は處分を取消し、又は變更しなければならない。

5 前三項に定めるものを除く外、聽聞の手續その他聽聞に關し必要な事項は、地方財政委員會規則で定める。

(意見の申出)

第十三條 委員會は、國、都道府縣及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸關係の調整について必要があると認めるときは、内閣及び關係機關に對し、並びに内閣を經由して國會に對し、意見を申し出る事ができる。

(地方財政に關する報告等)

第十四條 委員會は、毎年内閣及び内閣を經由して國會に對し、地方財政の情況について報告しなければならない。

2 前項の報告には、地方財政に關し改善すべき方策についての意見をつけるものとする。

(豫算)

第十五條 委員會は、毎會計年度の開始前に、次の會計年度においてその必要とする經費の見積に關する書類を作成し、これを國の豫算に記上されるように内閣總理大臣に提出しなければならない。

2 内閣は、委員會の經費の見積を減額した場合においては、委員會の要求に係る經費の見積について、その詳細を歳入歳出豫算に附記してこれを國會に提出しなければならない。

(事務局)

第十六條 委員會の事務局は、委員會の事務を處理する。

2 事務局に、官房の外、左の二部を置く。

財務部
稅務部

(官房の所掌事務)

第十七條 官房においては、左の各號に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
三 委員長官印及び委員會印を管守すること。

四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 經費及び收入の豫算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

六 國有財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、醫療その他福利厚生に關すること。

八 調査及び統計に關すること。

九 行政の考査を行うこと。

一〇 広報に關すること。

二 地方財政及び地方税に關し、圖書を刊行し、及び講習會を開催すること。

三 地方財政委員會規則案の審査その他總合

調整に關すること。

三 前各號に掲げるもの、外、委員會の所掌事務で他部の所掌に屬しない事務に關すること。

(財務部の所掌事務)

第十八條 財務部においては、左の各號に掲げる事務をつかさどる。

一 地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第百九號)、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)及びその他の法律に基き委員會に屬せしめられた地方財政に關する權限の行使に關すること。

二 國、都道府縣及び市町村相互の間における財政關係の調整に關する調査、研究及び意見の申出に關すること。

三 地方財政に關し、調査研究を行い、地方財政委員會規則案を立案し、統計を作成しその他資料の収集及び配付を行うこと。

(税務部の所掌事務)

第十九條 税務部においては、左の各號に掲げる事務をつかさどる。

一 地方税法及びその他の法律に基き委員會に屬せしめられた地方税に關する權限の行使に關すること。

二 地方税に關し、調査研究を行い、地方財政委員會規則案を立案し、統計作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

(事務局の職員)

第二十條 事務局の長は、事務局長とする。事務局長は委員會の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局における職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十號)の定めるところによる。

(定員)

第二十一條 事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第五條第二項の規定による委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかゝらず、この法律施行前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初の委員の全員が任命されるまでの間は、第九條第一項の規定にかゝらず、逐次任命された委員だけで委員會の會務を處理することができ。

4 委員會は、左の各號に掲げる事項について調査研究し、その結果に基いて、必要な事項を、この法律施行後最初の國會の常會が開かれるまでに、内閣及び内閣を経由し國會に報告しなければならない。

一 日本國有鐵道、日本專賣公社等に對し地方税を課さないことの可否その他地方税の

免除の可否に關すること。

二 固定資産税に係る市町村の債權を擔保する制度

三 各地方税について課税額の總額と非課税額の總額との關係

四 地方税の非課税團體及び非課税物件の範圍と國税の非課税團體及び非課税物件の範圍との關係

5 地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第三十一號)の一部を次のように改正する。
第三條を次のように改める。

(所掌事務)

第三條 地方自治廳の所掌事務の範圍は、左の通りとする。

一 國と地方公共團體との連絡を圖ること。
二 地方自治に影響を及ぼす國の施策の企畫立案及び運営に關し、地方自治權擁護の立場から必要な意見を内閣及び關係行政機關に申し出ること。

三 國家行政組織法第十六條第一項の規定に基き内閣總理大臣の權限の行使について補佐すること。

四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)に基き内閣總理大臣の權限の行使について補佐すること。

五 地方公共團體の行政及び財政並びに地方公共團體の職員に關する制度について、企畫し、及び法令案を立案すること。

六 地方公共團體の行政及び地方公共團體の職員に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

七 地方財政委員會に對し、地方財政に關する資料の提供を求めること。

八 地方自治に關する圖書を刊行し、講習會を開催する等地方自治の普及徹底を圖ることに。

第四條第二項中「十二人」を「八人」に改め、同項第一號及び第二號を削り、同項第三號を第一號とし、以下順次二號ずつ繰り上げ、同項第九號中「四人」を「二人」に改め、同項第三項を次のように改める。

3 地方自治委員、は非常勤とする。

第五條第十二號（四）中「昭和二十二年法律第六十七號」及び同條同號（九）から同號（二十一）までを削る。

第六條を削り、第七條第二項中「整理し、各部署の事務を監督する。」を「整理する。」に改め、同條を第六條とし、第八條から第十條までを削る。

第十一條の見出しを「地方自治委員會議の權限」に改め、同條第一項中「議決を経なければならぬ。」を「意見を聴かなければならぬ」に改め、同項第七號を次のように改め、同項第八號及び第九號を削り、同條を第七條とする。

七 前各號に掲げるもの、外、地方自治に

關する重要な事項第十二條第二項中「委員六人」を「委員四人」に改め、同條を第八條とし、第十三條を削り、第十四條中「第九條第五號又は第十條第三號」を「第三條第五號」に改め、同條を第九號とし、第十五條を第十條とし、第十六條を第十一條とする。

6 地方自治法の一部を次のように改正する。
第二百三十八條及び第二百四十二條第三項中「内閣總理大臣」を「地方財政委員會」に改める。

第二百四十六條中「所轄行政廳」を「地方財政委員會又は都道府縣知事」に改める。

第二百四十八條中「所轄行政廳」を「都道府縣に於ては内閣總理大臣、市町村に於ては都道府縣知事」に改める。

第二百五十條中「所轄行政廳」を「地方財政委員會又は都道府縣知事」に改める。

第二百五十二條中「所轄行政廳」を「都道府縣に於ては内閣總理大臣、市町村に於ては都道府縣知事」に改める。

7 地方財政法の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「地方自治廳長官」を「地方財政委員會」に改める。

第二十七條第三項及び第四項中「内閣總理大臣」を「地方財政委員會」に改める。

第二十八條第二項及び第三項中「地方自治廳長官」を「地方財政委員會」に改める。

第三十二條中「内閣總理大臣」を「地方財

政委員會」に改める。

8 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十號）の一部を次のように改正する。

別表第一總理府の項委員會の欄中「國家公安委員會」を「地方財政委員會」に改める。

9 當せん金附證案法（昭和二十三年法律第四百四十四號）の一部を次のように改正する。

第四條中「内閣總理大臣」を「地方財政委員會」に改め、同條第一項後段を削る。

10 義馬法（昭和二十三年法律第五十八號）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「内閣總理大臣」を「地方財政委員會」に改める。

11 自轉車競技法（昭和二十三年法律第二百九號）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「地方財政委員會」に改める。

12 行政機關定員法（昭和二十四年法律第二百十六號）の一部を次のように改正する。

第二條の表總理府の項中「外國爲替管理委員會四人」を「外國爲替管理委員會一〇一人」に、同項中「地方自治廳一〇五人」を「地方自治廳五七人」に、同項中「計五八、一三

三人」を「計五八、一八六人」に改め、同表合計の項中「一八七三、二三七人」を「一八七三、二九〇人」に改める。

13 總理府設置法（昭和二十四年法律第二百七號）の一部を次のように改正する。

七

第十七條中「國家公安委員會」を「國家公安委員會」に改める。 地方財政委員會」に改める。

第十八條の表中 國家公安委員會 警察法

(昭和二十二年法律第九十六號) を

國家公安委員會 警察法(昭和二十二年法律

第九十六號)

地方財政委員會 地方財政委員會設置法(昭

和二十五年法律第 號) に改める。

14 特別職の職員に給與に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全國選出議員選舉管理委員會委員等」に改める。

第一條中第十號の次に次の一號を加える。

十の二 地方財政委員會委員

同條第十九號及び第二十號を次のように改める。

十九及び二十 削除

別表中「國家公安委員會委員」を「國家公安委員會委員」に「公正取引委員會委員」を「公正取引委員會委員」に改める。

15 警察電話等の處理に關する法律(昭和二十四年法律第二百六十六號)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第四號中「地方自治委員」を「地方財政委員會委員」に「地方自治廳」を

「地方財政委員會事務局」に改める。
地方財政委員會設置法案に對する修正案
地方財政委員會設置法案の一部を次のように修正する。

第五條第三項を次のように改める。

3 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全國の都道府縣知事及び都道府縣議會の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

二 全國の市長及び市議會の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

三 全國の町村長及び町村議會の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

附則第三項の次に次の二項を加え、附則第四項を第六項とし、以下順次二項づゝ繰り下ける。

4 この法律施行の際國會が閉會中である場合においては、内閣總理大臣は、第五條第二項の規定にかゝらず、兩議院の同意を得ないで委員會の最初の委員を任命することができ

る。

5 前項の場合においては、任命後最初の國會において、兩議院の事後の承認を得なければならぬ。

この場合において、兩議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣總理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

▲中央出先機關の名稱變更について

○農林省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い(昭和二十五年四月二十八日)本道における函館、札幌、帯廣、北見の各作物報告事務所は夫々「統計調査事務所」とその名稱が變更されたのであるが、右は單にその名稱の變更に止まり、その他は従前の通りで特に改正はなく事務内容は次の通りである。

統計調査事務所

(所掌事務)

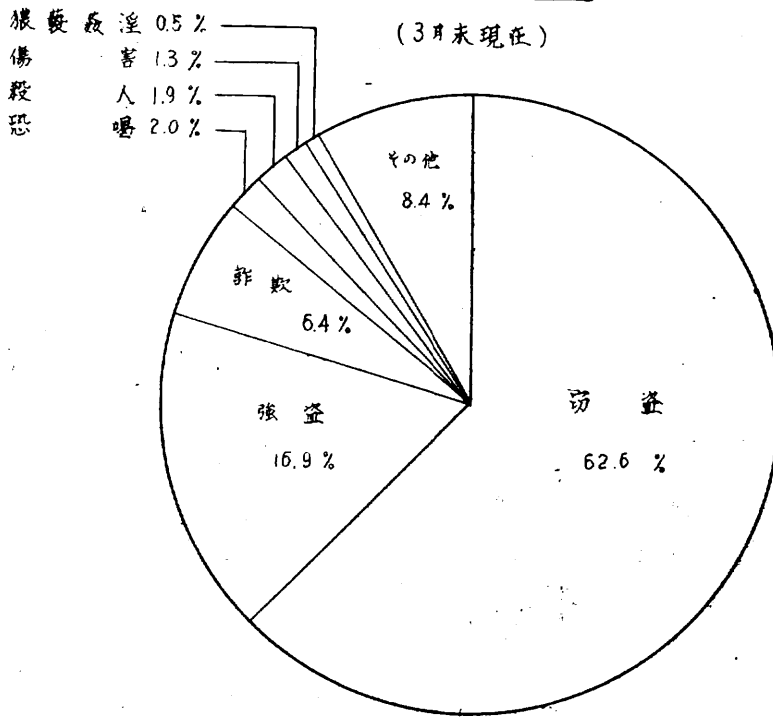
統計調査事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的經濟調査に關する事務を分掌する。

▲矯正保護の狀況について

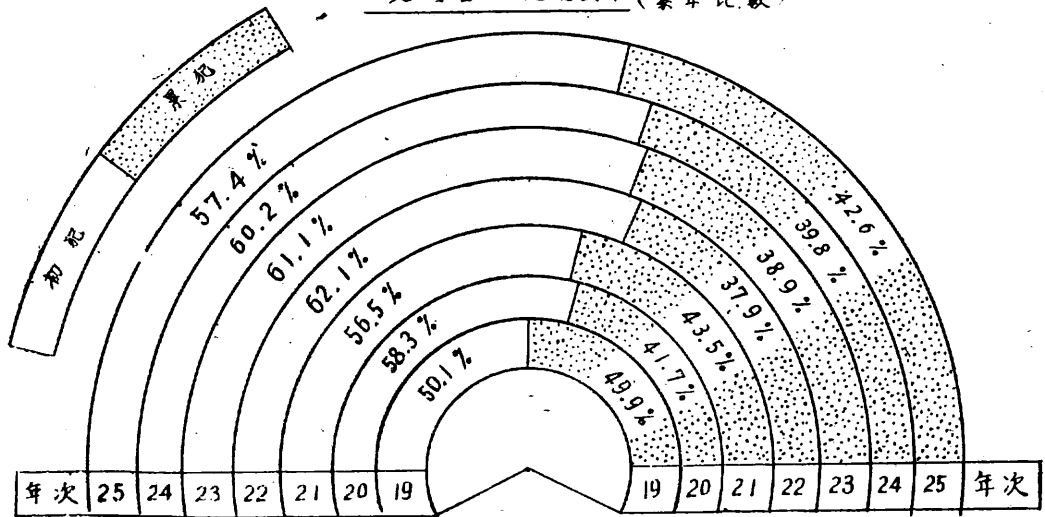
青少年の不良化並びに一般犯罪の防止については、それぞれの立場に於て熱心なる運動が實施されているに拘はらず最近の青少年犯罪、兇惡犯の數は一途上昇の傾向にあり國の前途を考うる時誰しも憂慮の念を深くせざるを得ないものがある。しかも吾々は天災の大なるには驚ろくがこれ等の天災の、かほどに大なるを知らずこれが解決への熱意に欠くるものがあつたとも考えられるのである。勿論、その根本的解決には我國經濟の回復、社會秩序の安定、道義の確立に俟つべきものが多いのであるが、これは實に國全體の問題であり國民個々の關心と協力が是非共必要であることを痛感するものである。幸い、今回矯正保護局より矯正保護についての貴重なる資料を得たのでこれを次に掲げ大方の参考に供する次第である。

受刑者の罪名別

(3月末現在)



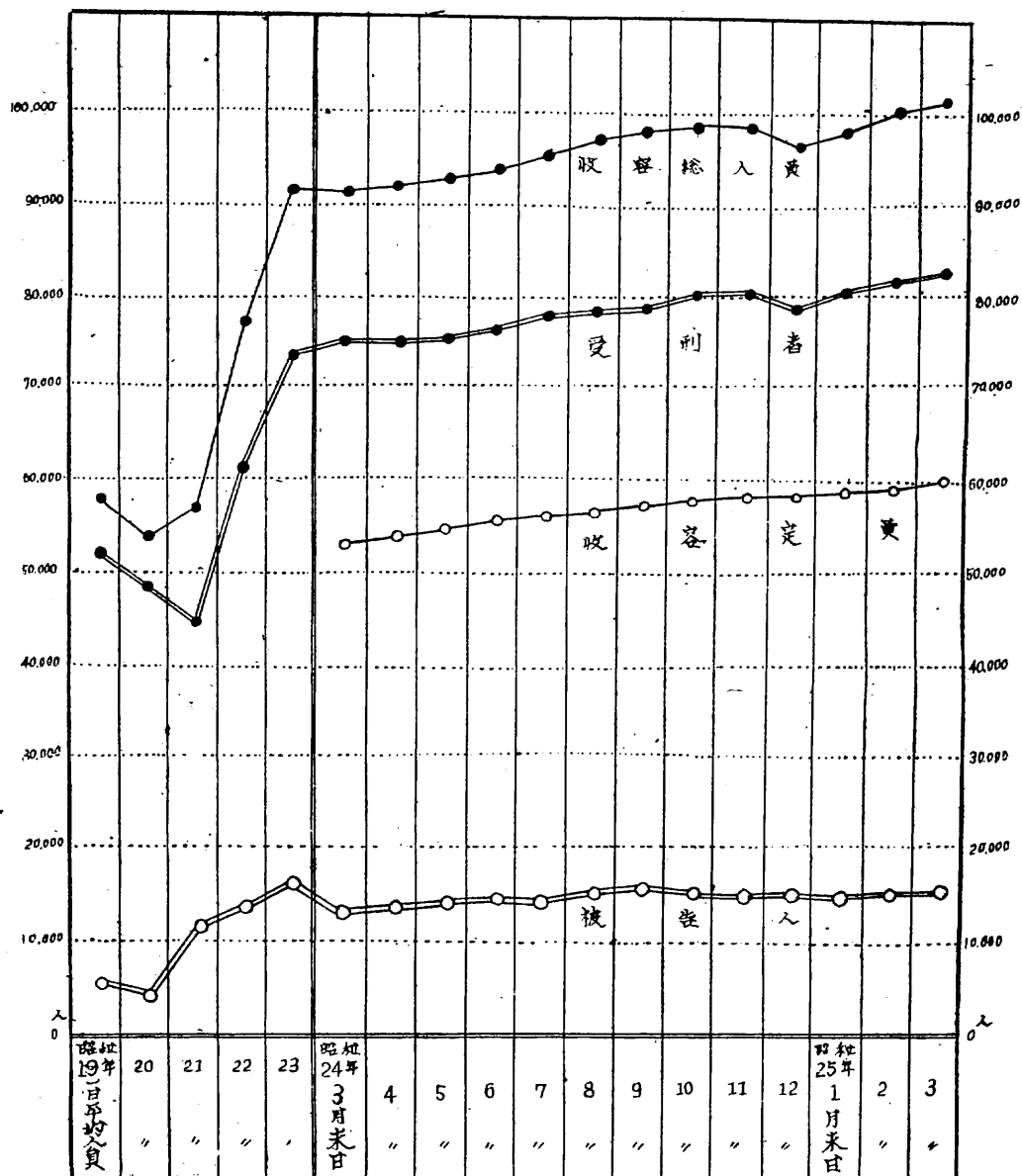
受刑者の犯数別 (3月末日)



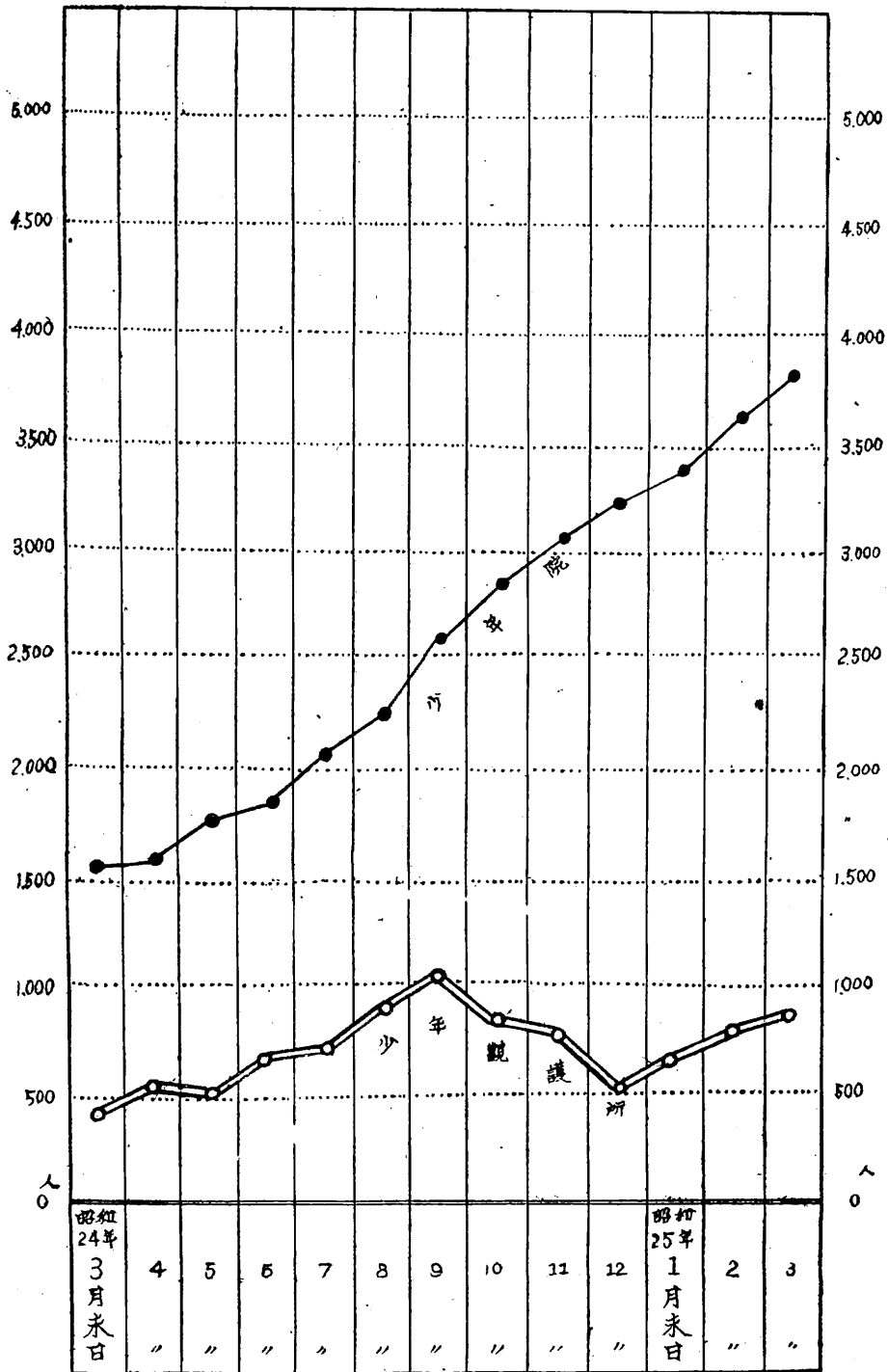
3月末日 管 区 別 現 在 人 員 表

	刑務所							少年院			少年及準少年受刑者(再掲)		
	受刑者	死 刑 確定者	被告人	被疑者	労役場	乳 児 計	少年院	観 護 所	總 計	少 年	準 少年	計	
東京管区	22,509	—	4,925	443	185	20	28,082	1,009	227	29,318	701	936	1,617
大阪管区	15,290	21	2,933	427	104	8	18,783	807	230	19,820	744	182	926
名古屋管区	7,714	8	1,299	220	22	—	9,263	593	97	9,953	76	143	219
広島管区	8,280	6	1,392	227	46	3	9,944	322	63	10,339	635	488	1,123
福岡管区	13,348	12	2,691	284	120	5	16,460	553	134	17,147	395	225	62
仙台管区	5,664	26	883	143	34	—	6,750	267	76	7,093	319	82	401
札幌管区	5,004	6	604	110	31	—	5,755	12	24	5,900	121	26	147
高松管区	5,676	2	631	52	35	—	6,396	1641	27	6,587	4	9	13
總 計	83,485	81	15,358	1,936	577	35	101,443	3,836	878	106,157	2,995	2,061	5,056

刑務所並に拘置所収容状況



少年院並に
少年觀護所 収客状況



3 月末日

施設数收容定員及收容人員

昭和25年 3 月分

矯正保護施設總人員表 (△印は減)

總計	少年觀護所	少年觀護分所	少年院	少年院	計	少年刑務所	拘置支所	拘置支所	刑務支所	刑務支所	施設数	收容定員	收容人員
二五	一	四九	三五	二六	一三	一一	八八	五	六二	五一		六〇、八八	一〇、一五七
六六、一五七	四九	八六〇	一、〇九三	三、二五八	六〇、八八	七、三二〇	五、八六六	六、三〇三	三、二六八	七五、六九八		一〇、一五七	一〇、一五七

本表の入監及び出監には移送によるものを含まない。

總計	少年觀護所	少年院	計	乳兒	勞務場	被疑者	被告者	充刑確定者	受刑者	入所	出所	現月員末	末前日	月前同日	比前月	比前年
二六、二六三	一、五八五	六三三	二、二一八	一〇	六三三	九、一五九	八、四五三	一	五、八一七	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八
二、二一八	一、五八五	六三三	二、二一八	一〇	六三三	九、一五九	八、四五三	一	五、八一七	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八
二、二一八	一、五八五	六三三	二、二一八	一〇	六三三	九、一五九	八、四五三	一	五、八一七	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八
二、二一八	一、五八五	六三三	二、二一八	一〇	六三三	九、一五九	八、四五三	一	五、八一七	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八	二、二一八

昭和25年 3 月末日

受刑者罪名別表

△印は減

	男	女	計	前月末日	前年同月末日	増減	
						前月比較	前年比較
窃盗	51,187	971	52,158	51,472	48,011	686	4,147
強盗	13,917	32	13,949	13,811	12,612	138	1,337
詐欺	5,220	147	5,367	5,404	4,747	△ 37	620
恐喝	1,782	7	1,789	1,720	1,581	67	208
横領	1,652	29	1,681	1,596	1,614	85	67
賍物	1,477	31	1,508	1,428	1,156	80	352
賭博	224	—	224	200	224	24	—
猥褻	473	—	473	463	346	13	127
傷害	1,079	8	1,087	1,053	795	34	292
殺人	1,544	78	1,622	1,594	1,344	28	278
放火	269	43	312	331	266	11	46
住居を侵す	557	10	567	576	536	△ 9	31
その他	810	7	817	794	646	23	171
特別法犯	1,281	47	1,328	1,211	1,076	117	252
軍事情事	510	93	603	577	734	26	△ 131
合計	81,982	1,503	83,485	82,197	75,688	1,288	7,797

昭和二十五年年度豫算現計調（昭和二十五年五月二十日現在）

一般會計

（歳入之部）

科目	既定豫算額	更正（一）	追加（六）	總額に對する割合	計
道税	三、四四一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	二六・三三	三、四四一、〇〇〇、〇〇〇
公營企業及財産收入	一、四七〇、四九五、八〇〇	—	—	一一・二二	一、四七〇、四九五、八〇〇
分擔金及負擔金	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一・四四	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
使用料及手数料	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	三・三三	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
寄附金	五九、五八一、四〇〇	—	六、一二七、一〇〇	〇・五五	六五、七〇八、五〇〇
繰入金	四、七〇〇、〇〇〇	—	—	〇・三〇	四、七〇〇、〇〇〇
繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	六四、二二二、〇〇〇	一・三九	一、〇六四、二二二、〇〇〇
雑收入	四三、五七五、四〇〇	—	一五、七九一、〇〇〇	三・五五	五九、三六六、四〇〇
道債	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	六・四三	七〇〇、〇〇〇、〇〇〇
純道負擔計	五、五四七、八〇三、七〇〇	—	八六、一三二、〇〇〇	四六・八六	五、六三三、九三五、一〇〇
地方配付税	一、九三三、一三五、〇〇〇	—	—	一五・九二	一、九三三、一三五、〇〇〇
國庫支出金	四、五七五、九四六、〇〇〇	—	三、二八八、六〇〇	三七・七二	四、五八一、一三五、五〇〇
純國庫負擔計	六、五〇〇、〇〇一、九〇〇	—	三、二八八、六〇〇	五三・六二	六、五一三、三七〇、五〇〇
歳入計	二二、〇五七、八八五、六〇〇	—	八九、四四〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二二、一四七、三二五、六〇〇

一般會計

（歳出の部）

科目	既定豫算額	更正（一）	追加（六）	總額に對する割合	計
道廳費	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇・三三	一、四四〇、〇〇〇	九・六	一、二二二、〇〇〇、〇〇〇
警察消防費	一、六四七、〇〇〇、〇〇〇	〇・一一	—	〇・一三	一、六四七、〇〇〇、〇〇〇
土木費	一、一六五、〇〇〇、〇〇〇	〇・五五	一、四〇八、八〇〇	九・五六	一、一六五、〇〇〇、〇〇〇
教育費	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇・三三	三六、八三三、〇〇〇	三・三〇	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
社會及勞務費	一、二六四、〇〇〇、〇〇〇	〇・六六	二五、五七四、〇〇〇	一〇・五六	一、二六四、〇〇〇、〇〇〇
保健衛生費	五八、〇六七、五〇〇	〇・四一	一五、六四八、四〇〇	四・四四	五八、〇六七、五〇〇
産業經濟費	二、八二二、九六七、〇〇〇	〇・三三	二、〇〇四、一〇〇	二・三三	二、八二二、九六七、〇〇〇
財産費	一〇七、九八八、五〇〇	〇・一一	三、五四六、九〇〇	一・七二	一〇七、九八八、五〇〇
統計調査費	七三、三三八、九〇〇	〇・三三	—	〇・五九	七三、三三八、九〇〇
選舉費	七〇、四七六、一〇〇	〇・六六	—	〇・五八	七〇、四七六、一〇〇
公債費	二、四四一、一七九、〇〇〇	—	—	一・九三	二、四四一、一七九、〇〇〇
諸支出金	四、四四一、一七九、〇〇〇	〇・三三	五、一三三、一〇〇	三・三三	四、四四一、一七九、〇〇〇
豫備費	五三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	〇・四四	五三、〇〇〇、〇〇〇
歳出計	二二、〇五七、八八五、六〇〇	—	八九、四四〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	二二、一四七、三二五、六〇〇

附 録

▲請 願

第二回定例道議會において各常任委員会に付託した請願は次のとおりである。

同	土	衛	水	經	建	土	商	農	土	商	工	請願番號	件	名	請願者				
同第一四九號	木同第一四八號	生同第一四七號	產同第一四六號	濟同第一四五號	勞働及び築同第一四四號	木同第一四三號	工同第一四二號	開拓及び地同第一四一號	木同第一四〇號	請願第三九號	木材乾燥工場設置費に對し道費助成の件	町村道風連村——下川間を準地方費道に昇格の件	函館市小舟町地先に漁港築設の件	建築代理士條例及び同施行規則制定の件	農業改良普及事業確立の件	春鮭凶漁對策に關する件	津別町字本岐市街に道立診療所設置の件	室蘭市舟見町追直漁港築設工事促進の件	幌向運河切替並びに附帶工事施行の件
幌向村長 長谷川源之丞	熊谷綏雄 外一名	勢渡逞男	谷口太市 外一名	會長 協議會會長 泉虎吉	北海道建築代理士會長 菊地松之進	函館市長 藤大陸 外一名	相馬惣三郎	豊富村長 村上壽造	南富良野村長 田中彌太郎	釧路製材林産協同組合 理事長 武田正照	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名	函館市長 藤大陸 外一名

第二回定例道議會で採擇に決した請願は次のとおりである。

請願番號	件名	請願者
請願第一四五號	農業改良普及事業確立の件	北海道農業改良委員會 會長 協議會會長 泉 虎吉

總 務 同第一五〇號	苫小牧工業高校に電氣通信課程を設けるの件	苫小牧工業高等學校 父母と教師の會長 助 山 田 耕 助
------------	----------------------	------------------------------

▲陳 情

第二回定例道議會において各常任委員会に付託した陳情は次のとおりである。

經	同	總	同	土	經	委員
濟	同	務	同	木	濟	會託
同	同	同	同	同	陳情第八〇號	陳情番號
第八五號	第八四號	第八三號	第八二號	第八一號	道立新得種畜場設置促進の件	件
道有牝牛貸付に關する件	北海道教職員厚生寮設置に關する件	教員職員免許法による現職教育者の再教育講習受講費補助金支出方に關する件	南一條道路補裝工事並びに改修施行促進方に關する件	止若市街大通を準地方費道に昂格の件		名
						陳情者
						十勝支廳管内町村長
						會長
						神田柳助
						外一名
						幕別町長
						中島國男
						札幌市議會議長
						福島利雄
						後志支廳管内連合PTA會長
						福島新太郎
						外會員一同
						北見市長
						伊谷半次郎
						北海道指導農業協同組合連合會
						會長理事
						松本六太郎

總務同 第八六號	北海道自由人權協會に對し補助交付の件	北海道自由人權協 理 事 長 木下三四彦
經濟同 第八七號	農耕資材類を農業手形對象の一部として追加の件	上川農業協同組合 會 長 秋山孝太郎

第二回定例道議會で採擇に決した陳情は次のとおりである。

陳情番號	件	名	陳情者
陳情第八五號	道有牝牛貸付に關する件		北海道指導農業協同組合連合會 會 長 理事 松本六太郎

地方自治法に關する質疑應答

議會に關する事項

◎請願書紹介議員に關する疑義

- 問 一、議會に對する請願書の紹介議員とは、その請願内容に賛意を表する者でなければ署名、紹介出来ない。
- 二、若しも、右の場合、議員が反對であれば、その請願は、議會に提出することが出来ないことになるか、どうか。
- 答 一、請願の内容に賛意を表するものでなければ、紹介すべきものではない。
- 二、お見込みの通り。但し陳情書を提出する方法によることができる。

◎議會運営上の質疑

- 問 一、地方自治法第一三四條中「この法律」とあるは同法第一三一條、第一三二條、第一三三條、第一三七條をいうが。なお外に適用條文あるや。

答

- 二、議員に對し議會出席停止十六ヶ月の懲罰を議決したが、合法的であるか、非合法的であるか。若し、非合法的であればその善處方について。
- 三、懲罰發生の場所は、議會並びに委員會においてのみ限定せられるか。
- 四、議會が多數を以て違法と思われる議決を行った場合は如何なる善處方あるや。
- 五、「懲罰動議の原因」の如き議決事項は地方自治法第一七六條の四に該當する事項となるか。
- 一、お見込みの通り。なお法第一二九條等も含まれる。
- 二、議員に對する出席停止の効力は、その會期中の期間のみにして有効である。なお、四により善處する方法がある。
- 三、お見込みの通り。
- 四、法第一七六條第四項の規定による外はない。
- 五、お見込みの通り。

昭和二十五年六月二十日發行

北海道議會時報 第二卷第六號

編集 北海道議會事務局調査課

發行 北海道議會事務局

電話 一、八二〇番